

5日目 (3月28日)

第1回福生市議会定例会会議録（第5号）

平成20年3月28日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聡君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長 事務取扱	高橋 保雄君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐 員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第1回福生市議会定例会議事日程（5日目）

開議日時 3月28日（金）午前10時

- | | | | |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 福生市組織条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 福生市民会館条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 福生市体育施設条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 福生市体育館条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部
を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正す
る条例 | （審査報告） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 福生市再編交付金事業基金条例 | （審査報告） |
| 日程第17 | 議案第17号 | 福生市教育センター条例 | （審査報告） |
| 日程第18 | 議案第18号 | 福生市後期高齢者医療に関する条例 | （審査報告） |
| 日程第19 | 議案第20号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号） | （審査報告） |
| 日程第20 | 議案第21号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | （審査報告） |
| 日程第21 | 議案第22号 | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号） | |

(審査報告)

日程第22 議案第23号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算 (第5号)

(審査報告)

日程第23 議案第24号 平成20年度福生市一般会計予算

(審査報告)

日程第24 議案第25号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算

(審査報告)

日程第25 議案第26号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算

(審査報告)

日程第26 議案第27号 平成20年度福生市介護保険特別会計予算

(審査報告)

日程第27 議案第28号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算

(審査報告)

日程第28 議案第29号 平成20年度福生市下水道事業会計予算

(審査報告)

日程第29 議案第30号 平成20年度福生市受託水道事業会計予算

(審査報告)

日程第30 陳情第19－2号 後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情
書

(審査報告)

日程第31 陳情第19－3号 後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める
陳情書

(審査報告)

日程第32 議案第31号 平成19年度福生市一般会計補正予算 (第5号)

日程第33 議員派遣について

日程第34 閉会中の継続審査申し出について

日程第35 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第1回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいただきます。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 追加議案の送付について（議案第31号）（別添参照）
- 2 実施計画の正誤について（別添参照）
- 3 専決処分の報告について（別添参照）
- 4 平成20年1月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 5 本会議資料の提出について（議案第31号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る3月26日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第31までとして組ませていただきました。

それから、新たに市長から議案1件が提出されましたので、日程第32として組ませていただきました。

また、日程第33の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。

また、日程第34及び日程第35につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組ませていただきました。

なお、市長より発言の申し出がありますので、日程第35、特定事件の継続調査の後に発言を願うことといたしております。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおり決定をいたしております。

また、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第32、平成19年度福生市一般会計補正予算（第5号）につきましては、それぞれ慎重審議の上即決することと議会運営委員会としては決定しております。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございます。またこの会議場での最後の本会議であり、次回の6月定例会では新庁舎の議場で開催されることとなりますが、

本日は議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会から審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

日程第1、議案第1号、福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第1号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、所管の条例、規則の中に老人保健医療という言葉が1カ所となるわけだが、老人保健医療とコンピューターで検索すると全部出てくるといものなのか、人が全部調べ上げる形になっているのかとの質問があり、理事者より、例規集は大変分厚いものであり、条例、要綱、規則からとさまざまである。組織条例の中にはこの部分だけが老人保健医療という言葉が出てくる。これは法制総務係の方でコンピューターシステムに登録されているため、文言が出ている箇所は一覧できるようになっている。それに基づいて改正等を行わせていただいているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することにいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第2、議案第2号、福生市非常勤の特別職の職員の

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第2号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、人事院勧告の強制力、拘束力はどのようなものなのか、財政力の弱い自治体でこれに従えないところもあるが、本市の場合は勧告の指導に従っているが、従わない場合、何か不都合があるかとの質疑があり、理事者より、人事院は国の機関であり、国家公務員の給与の関係であり、公務員については労働基本権が抑制されている関係から労使対等の立場での賃金交渉ができないということで、市側としては人事院による勧告を尊重している。財政力などでこの勧告に基づかない決定をする場合もあるわけで、尊重するという言葉をとっている。また医師の報酬についても同様に、人事院の数字という拘束力はない。西多摩医師会との交渉の中で、市内医師の報酬については、市としては引き上げを見合わせてほしいと主張したが、受け入れられなかったためこの額となっているとの答弁があり、別の委員より、医師の関係以外はほとんど同じと思うのだが、福祉事務所嘱託医だけ400円上がっているが、ここだけ違うのはどういう経緯があったのか、医師の月額報酬については西多摩で大体統一されているのかとの質問があり、理事者より、構想の中では0.35%を掛けて、さらに100円未満のところは切り捨てという計算になっている。基本的には西多摩8市町村は統一されており、420円増しとなり、10円以下を切り捨てたと思われるとの答弁があり、さらに別の委員より、西多摩医師会の交渉はだれが行っているのか、他紙のメンバーも含めて説明がほしい。また郷土資料室嘱託員の職務内容を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、報酬の交渉は、西多摩8市町村の保健担当の課長会として交渉している。相手側は西多摩医師会の会長、副会長、役員の方という形である。郷土資料室の嘱託職員は、歴史と文芸と民具の資料三つの分野を中心に3人の嘱託職員でローテーションを組んで、2人の職員が必ず出勤をする形に組み直したとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり決定することにいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第3、議案第3号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第3号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、中高一貫教育の制度改正になった部分だと思うが、市にどのくらい対象者がいるのを見込んでいるのかとの質疑があり、理事者より、国、東京都で行っている進路状況調査はあるが、現在、文京区の小石川中等教育学校と目黒区の桜修館中等教育学校の2校が開校しており、進学された生徒はいないとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第4、議案第4号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第4号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、受け渡しのときに在学証明書みたいなものを持っていかなければならなくなるが、毎回学校が発行しなければいけないという手続きが面倒なものかとの質疑があり、理事者より、在学証明書の提出については年1回、年度末に進級する際に提出をいただく予定。今までは来庁したときに口頭で在学の確認をしているとの答弁がありました。

別の委員より、何年か前に条例改正をして予算範囲ということで単価が決まっていたと思うが、月額1人当たり以前と変っているのかとの質疑があり、理事者より、平成19年の改正によって全日制の場合9300円から9600円に、定時制の場合は2500円から2600円に引き上げとなっているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第5、議案第5号、福生市民会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第5号、福生市民会館条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、指定管理者制度を導入することによりどの程度の経費軽減を見込んでいるのかとの質疑があり、理事者より、〔人件費、一般職５人分の削減のほか嘱託職員のパートタイマー賃金などの削減が予想され、合計で５３８０万９０００円の削減が予想される〕との答弁があり、別の委員より、委託する指定管理者の業務の範疇と駐車場の有料化について質疑があり、理事者より、今回の指定管理を行う市民会館の部分は大会ホール、小ホール、駐車場、集会室である。駐車場の有料化については、施設を利用する人、利用しない市民の公平性の観点、受益者負担、また環境問題などを含めて全体的に検討する必要があるということで現在検討を進めているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、１１番奥富喜一君。

（１１番 奥富喜一君登壇）

○１１番（奥富喜一君） 議案第５号、福生市民会館条例の一部を改正する条例についての反対の討論をさせていただきます。

この条例は、市民会館における指定管理者制度に関する規定を定めるものです。最初に、日本共産党は指定管理者制度の適用すべてを機械的に否定するものではないことを表明しておきます。

指定管理者制度は、委託を代行に変え、これまで地方公共団体の管理権限のもとに受託者が行ってきた管理や運営を指定管理者が代行できる。またこれまで首長の権限だった使用許可権限が指定管理者に与えられる。さらに管理主体をこれまで公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人いわゆる第三セクターに限っていたものを、株式会社などの民間営利会社にまで拡大するなどがその特徴といえます。

株式会社などの民間営利団体の最大の目標は、言うまでもなく企業利益を追求することであり、企業の社会的責任は二次的となりがちであることは、近年法令遵守とかコンプライアンスがよく話題となっているところです。

公の施設の設置趣旨に従い利用料を安く設定することになると、もうけを上乗せした利用料金を安く設定するためには、従事する労働者の賃金を安く抑える必要が生じます。そのため労働者の身分、労働条件は著しく不安定なものにならざるを得ません。またサービスの切り捨て、後退を招きます。そうしないためと、逆に利用料金を高くする危険が生じます。

指定管理者には毎年事業報告書として、業務の実施状況、利用状況、料金収入など

の実績などの提出が義務づけられておりますが、議会への報告義務はありません。また兼業については禁止規定が適用されず、設置者である首長や議員、その親族が経営する事業者が設定される可能性もあり、腐敗、不正の温床になることが危惧されます。指定管理者に対しては、お金の出し入れの監査を行うことはできますが、業務そのものについては監査の対象とならないとされています。したがって、適正、公平な業務運営の的確なチェックはできません。

こうした問題について、明確な保障体制が整っているとは認めがたい現状にあること、現在対象と考えている業者が悪意がないということによしとするなら法律は不要です。最悪の事態を防ぐために法律、条例があり、そのための議会であることを忘れてはなりません。

さらに、地方自治法、公の施設の規定です。第244条1項、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。2項、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならない。3項、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的扱いをしてはならない。

平成7年3月7日最高裁判例では、公共施設の管理者が施設の利用を拒否できるのは、その集会によって他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られるでした。平成2年2月26日高等裁判所判例では、会館利用者申立人の行う集会が、その思想、行動を敵視する団体の妨害行動により会館の周辺の混乱が予想され、その規制の困難性や出費を理由にその使用を制限することは表現の自由ないし集会の自由の趣旨に反し、法第244条第2項の公の施設利用を拒むことができる正当な理由に当たらないと示されています。

体育館利用で、その使用目的にあわないからと近所の方の会議室利用を拒否するなどが本議会でも論じられましたが、結果は明瞭です。しかし、指定管理者に果たしてどこまでこの徹底が図られるかは甚だ疑問の残るところであります。さらには市民会館に付属する施設である駐車場利用の問題、当市では市民会館と公民館が同居しているため、これを明確に区別管理する手法上の難点という重要な問題が残ります。

こうした問題に明確に解決が与えられないままの見切り発車は、将来に禍根を残すので反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第5号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第6、議案第6号、福生市体育施設条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第6号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、フットサルの場合はテニスコートを2面使うということだが、テニスで3面使用するとフットサルは使用できないのかとの質疑があり、理事者より、フットサルをやるには、間仕切りがないと他のテニスをする方に支障を来すので、フットサルをやる場合には2面を使用することを限定として貸し出しをすることを考えているとの答弁があり、別の委員より、18年度の事務報告書で使用料を逆算すると、かなり頻繁に使用されているが、そこにフットサルが入るとお互いの譲り合いのところと譲り合いのところ非常に心配な面があるのではないかと質疑があり、理事者より、2面を使わなければならないということで、特に武蔵野台テニスコートは非常に利用が高いので、テニスコートの抽選を先にやり、空いているところをフリーに貸し出そうと考えており、状況を見ながら今後検討していきたいとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第7、議案第7号、福生市体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第7号、福生

市体育館条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、福生市の体育館で現在従事している職員の人数と嘱託員の人数を教えてくださいとの質疑があり、理事者より、熊川地域体育館と福生地域体育館、それぞれ正規職員が2名ずつ勤務しており、体育指導専門として嘱託員3名ずつそれぞれ配置しているとの答弁があり、別の委員より、指定管理者に委託する場合に、新たにスポーツ及びレクリエーションの指導並びに普及に関することと入っているが、具体的にどのようなことを期待しているのか、また将来的に本館を含めての考えはあるのかとの質疑があり、理事者より、体育館の事業についてのスポーツ振興で、幼児から高齢者までの健康増進事業、運動したい人たちのための普及事業や啓発事業をしていただく。また中央体育館や他の体育施設等の今後は総合的な検討をしていく課題と考えているとの答弁があり、また別の委員より、管理制度が導入になった場合、例えば体育館を使用して営利目的によるプロレスなど実施したい団体の判断はどうするのかとの質疑があり、理事者より、判断は基本的に教育委員会と協議していく。また過去にプロレスを行った経緯もあるが、現在は器物破損の恐れがあるので貸し出しはしない考えであるとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第7号、福生市体育館条例の一部を改正する条例について反対の討論をさせていただきます。

この条例は、体育館における指定管理者制度に関する規定を定めるものです。最初に、日本共産党はこの制度の適用すべてを機械的に否定するものではないことを再度表明しておきます。あわせて、福生市民会館条例の一部を改正する条例について反対の討論と同一趣旨に基づき反対を表明するものです。

あえて指摘しておく点として、業務そのものについては監査の対象にならないことから、本議会での質疑にも出ていたように、使い方の変更、利用料金の変更等事業内容の介入となるため、指定管理者の柔軟な対応と理解に依拠せざるを得ないことになること、また健康21を進めていく上などでの障害も考えられます。会議室の利用での問題、子どもたちの緩やかな居場所確保問題など、さらには教育センター、体育館に付属する施設である駐車場の相互活用による有効利用に障害が予想されるなど、こ

うした問題に明確に解決が与えられないままの見切り発車は将来に禍根を残すので反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第7号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第8、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） それでは、御指名ですので、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、条文の整備ということだが、改めてこの助成の範囲を確認したい。また対象者は何名かとの質疑があり、理事者より、ひとり親家庭等の医療費の医療証を持っている方で自己負担分の非課税世帯の場合3割である。課税世帯の場合は自己負担3割のうち1割である。対象者は平成19年12月末現在では645世帯の1429人が該当となっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告

のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第9、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、介護保険の徴収を6回から8回にしたことによる市の負担や手間はふえるのか、手間がふえないのであれば12回にする考えはないかとの質疑があり、理事者より、手間はそれほど変わらないが、介護保険の徴収は国民健康保険に合わせているので、今のところ12回はないとの答弁がありました。

別の委員より、西多摩の状況はどのようになっているかとの質疑があり、理事者より、西多摩の各市町村もほとんどが8回であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この改正により市民への影響はあるかとの質疑があり、理事者より、75歳以上が後期高齢者医療制度に移行しても医療費自体は従前も老人医療制度の中で支給していたので、市民本人に対しての影響はないと思うとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第11号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第11号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、先ほど介護保険税の方でも聞いたが、6回から8回にすることでの手間はあまりかからないとのことで、回数が多い方が収納率は上がると思うが、12回にする考えはないのかとの質疑があり、理事者より、各市調べてみると最高の10回が2市あるが、今後法改正で何回にという法規定があればさらに回数をふやすことは必要であると思うが、現状では8回でお願いしたいとの答弁がありました。

別の委員より、年金から保険料が天引きされるのは、年金だけで生活をいっぱいやっている方は大変だと思うが、何か措置はあるのかとの質疑があり、理事者より、年金からの天引きは、まず年金額18万円以下は特別徴収の対象にはならないという基準がある。年金18万以上の方で、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1以上の方のみ特別徴収の対象になるとの答弁がありました。

別の委員より、滞納した場合の徴収の仕方はどのように考えているかとの質疑があ

り、理事者より、規定としては厳しい要綱を設けているが、高齢者の方は今まで現役時代は社会を支えてきた方々であり、要綱どおり厳しくやるというよりも、悪質な方の場合を除き十分に本人の話を聞いて分納などにも相談に応じるなど、単に厳しくということではない対応をしていくとの答弁がありました。

委員より、くれぐれもその対応を慎重にやっていただくよう要望するとともに、特別徴収でやるという制度そのものができてしまって、75歳以上の方でも資格証の対象になるというようなことを含んでいるので反対を表明するとの意見がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第11号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

この条例は、従来6回分割支払いであったものを8回分割払いにした点では、住民の利便性を配慮したものになるといえますが、本年4月1日以降、65歳以上75歳未満の方からは、当条例第13条の2での特別徴収の規定により、年金から国民健康保険税を天引き徴収することになります。

さらに、65歳以上の方に厳しい規制も設けられております。これについては慎重な配慮をされるということですが、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認められるもの、その他同条に規定するものは除くとなっていますが、本人の申し出があり認められた場合に限るものであること。また周知徹底期間も大変短く、不徹底の中で年金から強制的に天引き徴収するなど、税制民主主義に反対した条例であり、反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第11号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第12、議案第12号、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第12号、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、号がずれたということだが、それ以外にもとになっている法律に対して特段影響するような改正がなされたかとの質疑がありました。理事者より、特別に変更はなかったとの答弁がありました。

さらに委員より、もとになる法律が改正された趣旨は何かとの質疑があり、理事者より、法の第7条の第3項、第4項をつけ加えているが、手続きの問題をつけ加えたとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第13、議案第13号、福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第13号、福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、地方自治法第231条の2第6項の規定による、これは指定代理納付者の規定と思うが、その条文を紹介していただきたいとの質疑がありました。理事者より、第231条の2第6項の読み上げが行われました。

さらに委員より、今まで集金、要するに現金と口座振替と現金でしていたものをカードでの決済ができるようにしたという認識でよいかとの質疑があり、理事者からそのとおりとの答弁がありました。

他の委員より、予測できることを方法も含めて説明していただきたいとの質疑がありました。理事者より、市への影響という形でいえば、今回の改正は使用者の利便性の向上であり、市にとってメリットはない。電気、ガス、電話等の公共料金では既に実施しており、一般使用者の5%が今後カード支払いになるのではないかと予測している。このことから大体2000万円程度の収納がクレジットカードを通じて行われるのではないかと予想しており、大体12万円程度の手数料がかかってくると予測しているとの答弁がありました。

別の委員より、市内の小売店に対して公共料金を払えるようなシステムは考えているのかとの質疑がありました。理事者より、水道局にお願いしているもので、コンビニの方でも払えるようなことを25市2町で行っている多摩の下水道使用料徴収事務協議会においては話は進んでいるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、今後は公共料金とか下水道料金が市内小売業者のところでも受け入れができる方向で検討されているのかとの質疑があり、理事者より、あくまでもコンビニでの支払いのみの形で協議されているとの答弁がありました。

別の委員より、ぜひ市内の小売店が払えるようなことも研究していただきたいとの要望が行われました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案どおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第14号、福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第14号、福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、収入役がなくなったのでそれを削るという単純なものだが、今まで収入役が出る必要があったとすれば、今後は会計管理者が出るのかとの質疑があり、理事者より、市の対応としては2人ということであるという答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第15、議案第15号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第15号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告

をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、6カ月から3カ月になるということだが、今後保管料は変更あるのかとの質問があり、理事者より、料金に変更はないとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第16、議案第16号、福生市再編交付金事業基金条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第16号、福生市再編交付金事業基金条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

委員より、我が市は行政面積の3分の1を基地に取られており、もっと上乘せの交渉をしてもよいと思うがどうか、また基金についての考え方を伺いたいとの質疑があり、理事者より、この交付金は進捗状況に応じ交付されるという決まりがあり、ここで平成19年度分の内示があり、その内示額に基づき基金条例を設置させていただいた。今後は総体的な予算課題等があるが、交渉できる部分については交渉していく考えである。また基金については真に必要な事業、計画的な事業に充当していきたいと考えている。現時点で本交付金の特徴としてソフト事業への充当が可能なこと、また基金に積み立てた上で執行できること等メリットとしてとらえ、最大限有効に活用していきたいと考えている。

別の委員より、再編交付金の基金の運用の仕方について伺いたいとの質疑があり、理事者より、国から出されている再編交付金交付要綱があり、これに基金にした場合

の運用の仕方について第4条で定められている。その中には銀行その他の金融機関の預金も含まれているとの答弁があり、さらに別の委員会より、今回の再編交付金事業費で、今後もらう場合は14事業の内訳として積立てていくのか。理事者より、基金としては一つの基金で行っていく。ただし、事業ごとの金額の管理運用については事業ごとに交付決定額が決められており、それごとに預金等をして、その収益も事業ごとに管理するような形になっている。14事業に当てはめてはいるが、事業ごとに管理しているという形になっているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第17、議案第17号、福生市教育センター条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第17号、福生市教育センター条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この教育センターを開設するに当たって、どの場所に、いつごろ開設して、どういう運営をスタートしていくのか詳しく説明してほしいとの質疑があり、理事者より、公立小中学校教職員研究、研修所については、現在の教育委員会事務局が置かれている中央体育館に置き、教育相談室と、現在適応指導教室と呼んでいる学校不適応児童・生徒教育支援室については平成20年度中は現在地で業務を行い、本年4月の都市建設部の新庁舎への移転を待ち、現4庁舎2階の改修をし、平成21年4月1日に開設するとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定い

たしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第18、議案第18号、福生市後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第18号、福生市後期高齢者医療に関する条例について御報告いたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、後期高齢者医療制度によって、例えば夫婦の会社員の息子さんたちがいて、その扶養家族でおじいさん、おばあさん、おじいさんが75歳、おばあさんが68歳のケース、それからまた御本人が働いている77歳で、いわゆる社会保険に入っていらっしゃって、70歳の奥さんが扶養家族に入っていると、それぞれの場合どのような状況になるのかとの質疑があり、理事者より、今まで会社員の息子さんの扶養になっていた場合、保険料は息子さんが会社を支払っていて、その扶養されているお母さんには保険料の負担はなかったわけであるが、今度は75歳以上のお母さんは息子さんの社会保険から抜けて後期高齢者医療保険に入る。所得がゼロで所得割がかからなくても均等割の部分はかかるという意味で、新たに保険料としてかかるようになるということである。ただし、これについては軽減措置として半年間保険料を課さないとし、10月からの半年も9割軽減になる。また社会保険に入っている75歳以上の方は、本人も奥さんも75歳以上であれば社会保険を抜けて後期高齢者医療保険に加入することになる。また御主人が75歳以上で奥さんが75歳未満で社会保険の場合、御主人は後期高齢者医療保険に移行するが、奥さんは御主人が社会保険を抜けるので、国民健康保険に加入することになる。この場合の奥さんにも激変緩和が図られる予定となっているとの答弁がありました。

委員より、どのような人がどのような保険料になるのか一覧表を出してほしい。この制度は軽減措置があるといっても1年後等には負担が出てくる、こうした制度は許せないで反対を表明するとの意見がありました。

別の委員より、この後期高齢者の対象人数はどのくらいいらっしゃるのかとの質疑があり、理事者より、現在の老人医療の対象者が4582人、その中で国民健康保険の被保険者が4045人、それからその他社会保険とか共済等が537人である。この4582人が後期高齢者医療制度の対象者となると考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第18号、福生市後期高齢者医療に関する条例について、反対討論をさせていただきます。

当条例は、後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めることです。後期高齢者医療制度の実態が知られるにつれ、この制度への危惧と批判が急速に広がっています。つい先日、3月23日には後期高齢者医療制度の中止、撤廃を求める集会が三鷹市にある井の頭公園で開かれ、1万2000人が会場を埋めました。「命は平等です。年齢による差別は許せません」との集会決議を「いのち」と書かれた黄色い紙を一斉に掲げて確認されました。

参加した東京保険医協会の会長は、後期高齢者医療制度について75歳で区切る医学的根拠はなく、あるのは医療費削減の発想だけ、現代のうば捨て山だと発言しました。また集会後、参加者は「年寄り死ねといふのか、長生きしてはだめですか」などと書かれたのぼりや横断幕を掲げ、会場周辺をパレードしました。

最近私がいただいた電話ですが、初めて電話をしています。今まで一生懸命働いて、子どもも育ててきました。年をとって保険料を本人負担しなくてよい、扶養家族になるのは当然だ、私は病気にならないようずっと頑張ってきた、税金も払ってきた、ひどい仕打ちだというお話でしたが、そのとおりです。

国家が戦争を始め、幼少年期を戦禍に翻弄され、青年期、中年期を日本経済を長時間、低賃金で支え、老人になり、再び日本国から棄民されようとしている。後期高齢者医療制度の向こう側には墓場しか見えない。高齢者を大切にしてきた社会を逆に粗末に扱う社会にしているのか。戦争で命を捨てよといわれ、今また命を捨てよといわ

なければならぬのかなどの声も聞かれます。

この後期高齢者医療制度は、一言で表現すれば75歳以上の人を他の世代から切り離し、再現のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。東京の広域連合では、日本共産党の広域連合議会での奮闘もあって、保険料を低く抑えてのスタートとなりました。この低く抑えてスタートの実現のため、その軽減措置を盛り込んだ議案第19号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更については賛成いたしました。とはいえ、将来の値上げは確実です。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、二つの要因によって値上がりします。1つは、医療給付費の増加です。介護保険料と同じく、後期高齢者医療保険料も患者の増加、重症化、医療技術の進歩などで給付費がふえれば保険料にはね返ります。保険料値上げがいやなら受ける医療を制限せよというのが政府の言い分です。

もう1つが、後期高齢者人口増です。新制度は、後期高齢者が払う保険料の10%、他の医療保険からの支援金が40%、公費が50%という財源割合でスタートいたしますが、後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、後期高齢者が払う保険料の財源割合が12%、15%、さらにといったぐあいに自動的に引き上がる仕組みとなっています。そのため仮に1人当たりの医療給付費が全くふえなかったとしても、保険料は、当初の政府試算平均保険料で、2015年度には全国平均の年7万4400円より3700円高い7万8120円、2025年度は9万5976円、2035年度では10万8624円へと自動的に引き上がることになります。高齢者が医療を受け、高齢化が進む限り保険料が際限なく値上げされていく制度が実行されようとしているわけです。

さらに、高齢者差別医療の押しつけも4月1日から実施となります。新制度がスタートすると、後期高齢者と74歳以下の方は診療報酬が別立てとなります。そのねらいは何か、厚生労働省が策定した後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子は、この報酬体系を通じて複数医療機関での受診の是正、検査、投薬の制限、在宅みとりなどを推進するとしています。つまり、医療にお金がかかる後期高齢者には、なるべく医療を受けさせず、終末期は病院から追い出そうというのです。

第一に、後期高齢者の診療報酬を包括払いの月額6000円の定額制、本人負担月額600円とし、保健医療に上限をつけることです。どんな治療行為をしても報酬はふえなくなります。そうして後期高齢者に手厚い治療を行う病院を赤字に追い込み、検査、投薬の制限、入院、手術の粗悪化、早期退院などを促進するのが政府のねらいです。

また、厚生労働省は後期高齢者にかかりつけ医を決めさせ、かかりつけ医の指示や紹介なしでは他の診療科に通いにくくすることも実施します。複数の疾病を抱えるという後期高齢者の特性に着目し、医療を受ける機会を制限していこうというのです。さらに75歳以上の終末期医療に特別な診療体系を持ち込み、病院追い出しの促進を計画しています。在宅死が全体の2割にとどまっていることを問題視し、4割にふやせば医療給付費を5000億円削減できるという試算まで示し、在宅みとり推進を医療現場に診療報酬単価の若干の上乗せで誘導するとしています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、保険料値上げか、それがいやなら医療の制限かという悪魔の選択に追い込んでいく制度です。日本共産党は、このような非人道的な差別医療政策は即時中止、撤回すべきという立場に立って、広く党派を超えた皆様とともに運動を広げ、全力で国に要求しています。

この立場から、後期高齢者医療の事務について必要な事項を定める条例について、断固反対であることを表明するものです。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第18号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、田村昌巳委員長より委員長報告の訂正の申し出がありますので、これを許します。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 貴重なお時間を大変申しわけございません。

先ほど私の委員長報告で、議案第5号、福生市民会館条例の一部を改正する条例の報告中「理事者より、人件費、一般職5人分の削減ほか嘱託職員のパートタイマー賃金などの削減が予想され、合計で5380万9000円の削減が予想される」との報告をいたしました。この箇所は委員会で発言訂正があり、その発言訂正前の発言部分の報告をしてしまいましたので、この部分を「人員の削減は現市民会館管理係4人を見込んでいる。経費の削減については、指定管理者の選定はプロポーザル、プレゼンテーションによる方法を考えており、応募者から提案を見ないといけないので、現時点では見込みを申し上げることができない」という委員会での発言訂正後の発言に委員長報告の訂正をお願いいたします。

よろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。大変御迷惑をかけて申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、発言を訂正することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 続きまして、日程第19、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生之三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。

まず、総務文教委員長、田村昌巳君。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）総務文教委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、まず歳入について質疑に入りました。

委員より、都補助金で子育て推進交付金の配分内容についてお伺いしたいとの質疑があり、理事者より、都の補助金、民生費都補助金の子育て推進交付金については、今回保育事業、学童クラブの事業、子ども家庭支援センターの事業と大きく三つの事業の増加があった。この交付金については事業の内容によりポイントがあり、そのポイントが全体で88.2ポイント増加した。金額でいうと保育事業については1800万5000円、学童クラブについては788万5000円、子ども家庭支援センターの関係では568万4000円、その他で131万4000円という内容である。

別の委員より、土木使用料の道路占用料が減額になっていて、減免申請をすればということだが、何か法律が変わってそうなったのかとの質疑があり、理事者より、道路占用料については当初予算で減免額が見込めるわけであるが、それが申請主義のため減額をしないで占用料を計上させていただいている。そういったことで申請があった分について3月で減免をしているような形であるが、今後最初からその分を見込んで予算を立てるかどうかについては、財政課の方と調整をさせていただきたいとの答弁がありました。

続いて、歳出について質疑に入りました。

委員より、新庁舎の備品購入費が3810万円、教育費の市営プールの関係が741万4000円、福東の関係が793万2000円とそれぞれ減額になっているが、差金によるものか、あるいは設計変更をしているのかとの質疑があり、理事者より、新庁舎の備品については10月にはカウンター、議場の机、いす等を減額しているが、これは物が変わったために減額になったが、今回の備品については入札差金である。また市営プールの関係と福東の関係は、特に設計変更などではなく入札差金であるとの答弁があり、別の委員より、退職手当の補正額が2756万2000円になっているが、これは手当負担金が入っているのか説明してほしい。また工事契約金の差金が出たところを詳しく教えてほしいとの質疑があり、理事者より、退職手当負担金2765万2000円の増額については、退職手当特別負担金3294万5000円を含んでいる。実際特別負担金を含まない額となると、給与がマイナスになっているので1533万8000円がマイナスになり、その分を相殺するとこのような形になる。また入札差金については、市営プールの循環設備の改良工事は入札の予定価格を1742万4000円で設定し、7社による入札を行い、落札が1195万円となり、予定価格

に対する落札比率は68.58%となる。武蔵野台テニスコートは入札予定価格が2352万8000円で、7社による入札により2200万円で落札、落札比率は93.51%となる。福東グランド、福東第一少年野球場、福東競技場の整備工事は防衛で一括で入札するような指導があり、一括で入札を行った。結果、合計金額で予定価格が6869万円、これに対し落札金額が5820万円、落札比率は84.73%となる。競技場のそれぞれの部分については、按分したものが減額となっているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、建設環境委員長加藤育男君。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算第（第4号）歳出予算のうち建設環境委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、職員人件費1名退職によるもののほか精査ということだが、そのまま補充しないでやっていこうという形なのか、職員が退職した後の仕事の振り分け、その他は影響なくできるのかとの質疑がありました。理事者より、退職された方は新入職員で、補充はもうできないのでパートで対応している。正規職員とパートの違いでかなり影響は出ているが、頑張ってやっているという状況であるとの答弁がありました。

さらに委員より、福生市においても公務員としてやっていこうという意欲あふれる方を採用されたと思うが、この時期に退職という形についてはどのような思いを持たれているのか。多くの人たちが福生市役所に勤めたいという中で選ばれた方であるということから、選んだ側の責任も相当あると思う。新入社員の場合にはいろいろな研修のカリキュラムがあって、指導、激励しながらやっていくと思うが、どのような対応をとられたのかとの質疑がありました。理事者より、新規採用職員が6カ月で退職ということになったが、採用時から他の新規採用職員と同様に職員研修、あるいは自治職員研修所での研修も踏まえてすべて同じように対応してきたが、個人の考え方から早期に退職するという事になったとの答弁がありました。

さらに委員より、新規採用されて半年、あるいは1年以内に退職される職員は相当な人数でいるものか、もしいるようであるならば研修の仕方なりフォローアップの仕方なりに課題が残っているかとの質疑がありました。理事者より、ここ数年ではこういった1年未満の退職というようなことは見られなかった。こういった職員が今後不出ないような形で採用試験、あるいはその後の研修に対して何らかの方法を考えていかなければならないと思っているとの答弁がありました。

他の委員より、下水道事業会計繰出金について、基地水の関係と思うが、5000万円の減額についてもう少し詳しく説明をしてほしいとの質疑がありました。理事者

より、基地から出てくる汚水量が多くなって、19年当初よりもかなりふえてきた。ふえた原因を基地に聞いているが、量がふえているのは承知しているが、その原因につきましては目下のところわからない。要するに料金が上がったため一般会計からの繰入金を下げて、下水道会計の方で賄ったとの答弁がありました。

他の委員より、横田基地からの下水量の関係についてはぜひ究明していただきたいとの要望が出されました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、市民厚生委員長、阿南育子君。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）歳出予算のうち市民厚生委員会所管分につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計事業費で、繰上充用相当額708万3000円について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、708万3000円については保健安定基盤繰出金の減額である。繰上充用については6834万3000円で、18年度の赤字決算に対する繰上充用分である。一般会計から国保特別会計へ繰り出すものであるとの答弁がありました。

同委員より、保育所運営費の認証保育所と無認可、両方とも減少しているのはなぜかとの質疑があり、理事者より、特に理由は把握していないが、例年その年によりかなり流動的であるとの答弁がありました。

別の委員より、国保特別会計への繰出金は、最終的にトータルで幾らになるのかとの質疑があり、理事者より、19年度当初予算が4億7000万円で、この補正4号で6834万3000円を追加し、合計で5億3834万3000円になるとの答弁がありました。

同委員より、福生保育園空調設備改良事業費に関連して、福生保育園の民営化へのスケジュールはどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、民営化への課題としてまず土地の問題があり、東京都の土地であるが、12月に補正をさせていただき、ここで契約に結びついてきたところである。今回の補正で空調の施設の設備面のことを行い、20年度に工事を進め、21年4月に民営化のスタートとなる見込みであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

(11番 奥富喜一君登壇)

○11番(奥富喜一君) 議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算(第4号)について反対討論をさせていただきます。

議案第18号、福生市後期高齢者医療に関する条例の反対討論で述べた趣旨、後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、保険料値上げか、それがいやなら医療の制限かという悪魔の選択に追い込んでいく制度であり、日本共産党は、このような非人道的な差別医療政策は即時中止、撤回すべきという立場に立って、広く党派を超えた皆様とともに運動を広げ、全力で国に要求しています。

この立場から、平成19年度福生市一般会計補正予算には、その準備として後期高齢者医療制度システム開発費補助金の確定による増額が含まれていること、また福生市には米軍横田基地があります。今、このためにまちの健全な発展が阻害されています。米軍再編で自衛隊の府中基地が2010年に移転してくるための工事も始まりました。そのための再編交付金がこの補正予算で5191万7000円歳入されています。

今では安保条約が廃棄されたら1年後には日本からすべての米軍基地がなくなり、この横田基地も返還されるわけでしたが、自衛隊が配備されることにより100年先も基地のまちであることが約束されてしまいました。日本共産党はこのような米軍再編事業に断固反対ですので、このような補正予算にも当然に反対です。

あえてここで触れておきますが、再編交付金事業基金費として、その多くを積立てる議案第16号、福生市再編交付金事業基金条例に反対をあえてしなかったのは、教育・スポーツ・文化振興事業、福祉増進確保事業に積極的に役立てるという市民本位の目的使用である趣旨をくみ、反対しなかったものです。

福生市の面積の3分の1を占める横田基地、一般の施設での固定資産税に換算しての国からの助成交付金があります。実際昭和55年のときには横田基地の固定資産台帳価格の98.7%が助成交付金として出されていました。しかし、平成元年度で64.3%、平成18年度で31.4%と助成交付金がどんどん下げられています。100%なら約26億5000万円、平成元年度の率で見ても12億7000万円も少なくなっております。そもそも基地があることにより国道16号線や八高線は大きく折れ曲がり、西武線も拝島まででストップ、モノレール構想も福生市は避けて通ることになるなど福生市の経済的発展が大きく阻害されている上に、固定資産税見合いの助成交付金においても大変な経済的損失を国に押しつけられているわけです。

したがって、これ以上の軍事強化である自衛隊配備を拒否するとともに、米軍が居座ることの経済的損失補てんとして、せめてこの助成交付金の減額分を国に対して強く請求する構えが求められています。

以上の観点から、平成１９年度福生市一般会計補正予算（第４号）の反対討論いたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第２０号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第２０号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第２０、議案第２１号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第２１号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、システム改良委託料について、国の関係で組み替えになったということだが、もう少し説明してほしいとの質疑があり、理事者より、システム改良委託料１６８０万円であるが、１９年度の当初予算ではシステム改良委託料の中にある１７４万８千３００円の２分の１の８７４万１千０００円を国民健康保険特別会計にて国庫補助金で歳入し、一般会計に繰り出しをする予算組みをしていたが、昨年１２月、国からの通知により８７４万１千０００円ではなく３００万円の定額補助に変更された。また項目も単独で出して計上しないとのことで、３００万円を国保特別会計の歳入の後期高齢者医療制度創出準備事業費補助金で計上し、当初の８７４万１千０００円を一般会計へ繰り出すことがなくなったので減額にしたとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第２１号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第21、議案第22号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第22号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、医療費の増額ということの補正予算であるが、老人がふえたということか、算出方法を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、老人医療について、高度医療等の影響により医療費がふえてきている。毎月の医療費は2億4000万円前後で推移していたが、昨年の暮れ当たりから2億7000万円台になっている。この伸びを勘案して見込み額を算出したとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第22、議案第23号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第23号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第5号)につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、補正前、利率が地方債の関係で5.0%ということだが、民間の銀行等ではかなり低い利率で融資される。かなり高い利子と思うが、是正する解決策みたいなものは何か考えられたのかという質疑がありました。理事者より、先日繰上償還を地元の金融機関と行い、そのときの平均利率が大体1.29ぐらい、短期分で7年以内だが、そのような利率での借り換えができたとの答弁がありました。

他の委員より、一般会計の繰り入れの5000万円のマイナス分は、基地内の下水の量がふえて料金が大きくなったということだが、5000万円という何立メートルぐらいになるのか、それは当初見込みの料の何%ぐらいになるのか、あわせて一般の下水道料金の単価と比べて基地の単価は特別なのかとの質疑がありました。理事者より、当初予算では195万6000立方メートルを見込んでいたが、実際のところは213万9000立方メートルになる見込みである。単価については一般家庭だと1立方メートル当たり75円ぐらい、横田基地は大口になるので1立方メートル当たり290円になるとの答弁がありました。さらに、全体的に見ると当初予算に比べ、一般水においては水量で21万1164立方メートル、マイナス3%、金額で3.6%のマイナスで1770万3000円程度、基地水については当初予算より水量が9.4%、18万3166立方メートルふえ、金額にして14.6%、7728万円となる。これから一般水の1770万円を引くと、5000万円の増収になると見込んでいるとの補足答弁がありました。

他の委員より、昭島市残堀2号幹線の進捗状況と、入札差金という説明があったが、これは金額として大きいという気がするが妥当か、また新年度で進む工事の進み具合、その後の予定を聞きたいとの質疑がありました。理事者より、進捗状況は19年度末において74.1%である。残堀2号幹線の総延長は3687.6メートルで、現在2732.6メートルほどでき上がっている。平成26年ごろ完了する計画で進んでいるが、ここでもかなり進んだので、23年か24年くらいには完了するのではないかと思っている。入札の残については、大体29%ほど下がり、金額が下がっているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第23、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算について反対の討論をさせていただきます。

福田首相は、通常国会の施政方針演説で生活者、消費者が主役と強調しました。しかし、福田内閣初の予算となる2008年度予算案はそれが全くの偽りであることを示しています。総選挙を意識した措置も若干盛り込まれていますが、到底生活者が主役といえるようなものではありません。

それどころか、福田内閣は社会保障費の自然増を2200億円抑制するなど暮らしに冷たい構造改革路線に固執しています。しかも道路特定財源や大企業優遇税制、軍事費など、本来メスを入れるべき聖域にはメスが全く入っていないまま押し切ろうとしています。

小泉、安倍と続いた構造改革路線によって家計は痛めつけられ、貧困と格差が社会に広がっています。民間給与所得者で年収200万円以下の人が2006年1年間で40万人ふえ1022万人に達しました。生活保護受給世帯も108万に上ります。家計の可処分所得は1997年度の304.6兆円から、2006年度は280.8兆円へと大きく減少しています。しかも最近の原油、穀物市場の高騰を受けた生活必需品や原料の値上がりがか家計に追い打ちをかけています。賃金は一向にふえないのに物価だけが上がっているためです。

自民・公明政権は、大企業の国際競争力を名目に大企業には減税、庶民に増税という逆立ち税制を続けてきました。企業から波及が断ち切られて、ただでさえ所得が減っている国民に税や社会保障の負担を押つけてきています。構造改革路線こそが予算

案の前提シナリオを壊した元凶ですが、反省もなく2011年まで構造改革路線のレールの確実な実施の一部として2008年度予算案を強行しようとしているわけです。

その対象が社会保障抑制路線の継続です。4月からは75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が強行されます。現代版姥捨て山と強く批判されている制度です。また2006年10月に70歳以上の高齢者に実施された療養病床の食費、居住費負担増が65歳から69歳まで拡大されます。さらに年金から天引きされる保険料の対象が、現行の65歳以上の介護保険料に加えて後期高齢者医療制度の対象者からの天引きがことし4月から始まります。さらに65歳から74歳の世帯主の方が支払っている国民健康保険料もことし4月から天引きが始まります。その上来年、2009年10月からは住民税も年金から天引きされます。まさに負担増のオンパレードです。

さて、こうした国の政治のもとで地方自治体は、国が決めたことだからしょうがないと痛みをそのまま押つけるのか、住民の暮らしを守るために全力を尽くすのかが厳しく問われているのではないのでしょうか。

こうした点から、野澤市政の20年度予算を見ると、住民の暮らしを守るために全力を尽くして編成したとはとても思えるものではありません。お年寄りいじめの総仕上げともいうべき格差の持ち込み、後期高齢者医療制度が4月からスタートいたします。このいじめに対し市長はこの予算の中でどこまで和らげる施策を講じましたでしょうか。この中にあっても予定どおり高齢者の住宅家賃給付事業も打ち切ってしまいました。

高齢者を除いた国民健康保険税では、医療費部分こそ値上げをしましたが、介護分はしっかり値上げをいたしました。しかも比較的余裕のある方が多い資産部分は全面削減で減税し、低所得の方にきつい一律負担部分にその分の負担を強化しました。やっとの思いで子育てしている世代や、低所得であえいでいる方たちを直撃する値上げです。最後のセフティーネットの福祉、生活保護がそのためにあるとお答えになられても、現実はいかにうまく機能していない現実があります。あわせて非人道的な後期高齢者医療制度の予算も含まれています。

さらに、条例で反対討論した体育館、市民会館での指定管理業務委託も含まれています。また妊婦検診も確かに2回から5回にふやしたことで評価しなければなりませんが、三多摩地域すべてが5回になったのに横並びしただけ、都内では既に14回の実施を行っていないのが練馬区と江戸川区だけと大きく差が開いています。

市長がかねがね言い訳に、将来の市民につけを回すことはできないというのは通りません。確かに無駄な大型公共事業等で将来の市民につけを回されてはたまりませんが、そうではなく、今の市民の生活を守ることに心を砕くことができない人に将来を語る資格はないということです。

福生市には米軍横田基地があります。今このためにまちの健全な発展が阻害されています。米軍再編で自衛隊の府中基地が2010年に移転してくるための工事も始まりました。今までは安保条約が廃棄されたら1年後には日本からすべての米軍基地がなくなり、この横田基地も返還されるわけでしたが、自衛隊が配備されることにより

100年先も基地のまちであることが約束されてしまいました。日本共産党はこのような米軍再編事業に反対を表明しています。

先ほども述べましたが、市長は経済的な被害が継続される事実として、横田基地が市に納めるべき固定資産税見合い分を当然に国から基地交付金として助成を受けるべきです。しかし、実際には31.5%しかきていない事実、昭和55年度98.7%の助成を受けていたことなどもっと強く国に主張し、助成金を引き出す努力が必要で、これからだけでも100%なら26億5000万円、平成元年度の64.3%でも12億7000万円も歳入が増加します。また臨時財政対策債の活用や、また莫大な積立金の一部を活用することをやるとすれば、一昨年にカットした独自の福祉施策の復活、高齢者の住宅家賃給付事業の復活、お年寄り家庭の生活支援手当の支給の制度、小・中学生の医療費無料化制度の拡大、本格的な市内循環バスの実施など市民の多くの方々が実施を望んでいる施策に足を踏み出すことは十分に可能です。

少子・高齢化対策が必要と言われる中で、こうしたところでも手厚く手当をすべきこと、確かに病後育児保育などの施策が含まれてはいるのですが、全体として国の言いなりで、住民の暮らしから目をそらしていることが明らかな予算であるので、残念ながら賛成することができません。

福生市は、財政が厳しいからやむを得ない、そうではありません。ないのはお金ではなく福祉の心、住民に対する思いやりの心が市長には欠けているのではないかと私は思うわけであります。この点を厳しく指摘しておきたいと思いますと私も日本共産党の松山議員が平成19年度予算議会の反対討論の中で市長に指摘を残しています。

最後にこうしたことも申し添えて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、16番高橋章夫君。

（16番 高橋章夫君登壇）

○16番（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算について、正和会を代表し、賛成の討論をさせていただきます。

本予算は、さきの予算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て、賛成多数で可決されたところであります。平成20年度福生市一般会計予算は、いわば野澤市長の2期8年の集大成と思われれます。市の財政は、市税や地方財政予算が削減するなど依然として厳しい状況の中、市長は着実に行政改革を進めてこられました。20年度予算は市の将来を見据え、臨時財政対策債の借り入れや財政調整基金の取り崩しをゼロとされ、また身の丈に合った予算を目指しながらも、市民が真に必要な施策に十分配慮した予算になっていると思います。

新たな取り組みや事業の充実面を見ましても、福祉関係では福祉バスの試行運転や病後児保育の実施、妊婦健康診査の充実などが図られ、また教育関係ではふっさっ子広場事業の充実や宿泊学習教室事業等の実施等が予定されております。環境面ではL A S - Eの導入やエコライトハウス事業の実施、建設関係では田園通りの改良工事、第二市営住宅エレベーター設置工事等の着手など各分野に施策の実施が図られております。

したがいまして、平成20年度福生市一般会計予算はこれまでの課題、懸案事項等

に配慮され、見事に編成されたものと確信しております。

これまでの長きにわたり市政のために御尽力されました野澤市長への感謝の意も込めまして、正和会を代表しての賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、賛成者、14番青海俊伯君。

(14番 青海俊伯君登壇)

○14番(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算の賛成の立場での討論をさせていただきます。

平成20年度福生市一般会計予算編成に当たりまして、その経過について、野澤市長はさきの2月の定例記者会見で次のように述べております。ポイントは、5月20日の任期満了で市長の職を辞すること、そして当初予算においては骨格予算を組む選択肢もあったが、10年計画であるところの福生市総合計画が、現計画が平成12年度にスタートして9年目に当たること、平成22年度からの新しい総合計画において既に事業計画等をしていることもあり、通常予算を編成したとのことでありました。

予算規模においては、一般会計10.6%減、金額にして約24億円の減である201億9300万円で編成を組まれております。大規模事業が終了することによるものであり、内容的には財政調整基金の取り崩しをゼロにすること、そして臨時財政対策債もゼロにするという強い意志を持った予算編成であるということであります。これらの後年度負担を少なくするという名目で、果たして20年度の市民生活をどこまで守れるのか、福祉の後退がないのか等々一つの物指しを持って予算審査に臨んだところでございます。

長年の市民の要望であった福祉バスの運行開始、病後児保育の実施、ふっさっ子広場の拡充、妊婦検診の2回から5回への拡充、そして教育行政の面では中学1年生の宿泊研修など期待される事業を多く導入したことは大いに評価されるところであります。

しかしながら、国民健康保険特別会計にも関連しますが、特定健診、特定保健指導事業の新規事業と、逆に廃止される基本健康診査の内容を比べてみると、その生活習慣病予防対策とはいえかなりの審査項目が減少しております。あわせて、子宮頸がん健診の受診規模想定の低さ、また町田市では26市中13番目の導入となる前立腺がん健診の取り組みの遅れ、さらには健康ふっさ21を標榜していながら実際の予算配分から見るとその取り組みの脆弱さはあまりあると思われます。団塊の世代が高齢者の仲間入りをするという2007年問題の市民の健康管理、ひいては医療費抑制にもつながるがん対策基本法の成立における健診者数の拡大という大命題からの乖離など福生市の平成20年度予算における市民の健康増進に関しての具体的施策があまり見られないことはまことに残念であります。

さらに、高齢者対策としての住宅家賃給付制度の既成路線を踏襲した完全撤廃、単身高齢者に対する具体的な見守り対策、公営住宅の必要性に対しての答弁等から見ていかに高齢者の置かれている住宅問題、経済問題などの現状認識の違いを感じざるを得ません。

19年度から動き始めた再編交付金の向こう10年にわたり約15億円の規模の交付金であります。20年度は妊婦健診の公費負担の拡大と福祉バス導入に一部充当されたわけですが、妊婦健診の5回までの予算処置は、普通交付税に国ベースで370億円相当組み込まれており、国レベルでは5回までは既成路線であります。すなわち、基準財政需要額の単位費用の母子衛生費に妊婦健診は計上されていることは財政当局は周知のことです。しかし、平成19年度から妊婦検診費用の助成分については2回から5回に拡充されましたが、2回分は従前どおり単位費用として計上され、追加の3回分は新型交付税の包括算定経費に計上されていることになります。とするならば、予算審査の中で指摘したように、5回以上の拡大があつてしかるべきであろうと考えるところであります。

このように見ると、評価の分かれるところは多々ありますが、従来からの我が会派の要望事項の実現もあり、不足のところは新しい市長に期待することとして、賛成の立場から討論をいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、賛成者、20番小野沢久君。

(20番 小野沢久君登壇)

○20番(小野沢久君) 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算について、市民派未来クラブを代表いたしまして賛成討論をさせていただきます。

野澤市長さんには大変長い間御苦労さまでございました。職員としての長い間、そして助役さんとして8年、市長さんとして8年、それぞれの思いのこもった予算ではないのかなと思っております。

この予算の編成時に、既に市長さんの心のどこかには「引退」という二文字があつたのではないかと私は想像いたしておりますが、いずれにいたしましても、総合計画や実施計画のある中での予算編成、歳入歳出201億9300万円余のこの予算に当たっては、市長さんの日ごろから言っております後世に大きな負担を残さない、そして身の丈に合った予算、そういう面ではこの201億円というのは少しそこに近づいてきたのではないかなと思っております。

歳入面では、財源は再編交付金が主なもので、庁舎の駐車場や広告料などがありますが、残念ながら大きな変化はございませんでした。横田基地関係では38条、9条、新たに再編交付金の1億3800万円、基地交付金などを含めて19億6700万円が前年度比3億5100万円の減額ですが、予算に占める割合は9.7%です。3分の1を基地に取られている福生市としては、再編交付金と基地交付金の増額を求めているかなくてはならないところでございます。趣旨は違いますが、若干この辺は共産党と近いところです。増額しなくては。

歳出面は、事務事業の見直しの取り組みで3600万円ほどの節約もありますが、残しておいていただきたかった施策も多数ございます。何といたっても長年の要望でありました病後児保育事業が始まります。また妊産婦、新生児訪問指導の充実、健康診査の拡大など子育て支援策として大きな前進ができるものと思います。

議会みずから経費の削減に向けて議長専用車を廃止し、ハイヤーを導入することに

よって720万円余の削減をいたしました。他市に誇れる事業ではないかと思います。また、議会のインターネットでのライブ放送が始まり、わかりやすい議会としてPRできるものとも思います。

庁舎の完成により、ランニングコストにつきましては十分注視をしていかなければならないと思いますが、市民サービスの向上という面では、総合窓口によるワンストップサービスが始まります。議会をあげて取り組んできた賜物ではないかと思います。より親切な対応をお願いしたいと思います。

福祉バスの試行や成年後見制度、安全なまちづくり住宅の耐震改修助成制度もスタートいたします。

教育関係では、教育センターや宿泊学習教室、ふっさっ子広場の拡大など大いに期待がもてる施策が始まります。図書館のブックディディクションもいいタイミングで始まるのではないかと考えております。

数々の新規施策もありますが、市民の願いや思いのこもった予算であるものと考えております。本予算の意図するところをしっかりと認識し、より身のある執行を期待しまして賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第24号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員会の審査報告書のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第24号は委員会の審査報告書のとおり可決されました。

2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第25号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第25号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、一般会計繰入金で昨年度は4億7000万円を予定していて5億3834万円になったとのことだが、今回4億3000万円と減らしているが、この理由は何かとの質疑があり、理事者より、交付金がふえた関係と、介護分の改定、それから

介護納付金が減っていることなどの関係で4000万円の減ということである。

同委員より、後期高齢者支援金について、後期高齢者医療制度では4割をこの支援金で賄うとされているが、0歳から74歳の国保の方がふえると負担がふえるとか相関関係はあるのかとの質疑があり、理事者より、後期高齢者医療制度の財源の基本は半分が公費負担、残りの半分のうち1割については今後新たに後期高齢者医療制度の本人からの1割負担、その残り4割を現役世代が後期高齢者支援金として支援する。財源としては税で賄い、その半分は国や都の調整交付金や市の支援等で賄っているものである。複雑な計算式で計算されるが、0歳から74歳がふえればこの金額もふえるものであるとの答弁がありました。

また、同委員より、特定検診がここに移ってきているが、どのくらいの実施目標にしているか、またがん検診についてこの委託料に入っているかとの質疑があり、理事者より、特定検診は目標として20年度については受診率を50%と見込んでおり、この予算計上の対象者として1万2074人、それに年度途中の転入等を加え、その50%で7000名ほどを予定している。特定保健指導は動機づけ支援が必要な対象として国で出された発生率を掛けるが、40歳から64歳は11%、394人、65歳から74歳は21%で515人、合計の20%が受診するとして182人と推計している。積極的支援に関しては、発生率15.2%で指導対象者数は544人、そのうち20%で109人を見込んでいる。

また、がん検診についてであるが、特定検診、特定保健指導は生活習慣病の発見を主としている。がんの早期発見等については健康増進法に基づいており、一般会計の衛生費で予算化し、保健センター健康課で担当するとの答弁がありました。

別の委員より、介護保険の事業主に対する補助を積極的に盛り込んだかという質疑があり、理事者より、国民健康保険特別会計の中での対応はあり得ない。今まで一般会計の中で経過措置として取り組んだことはあるが、今回の予算では特にないとの答弁がありました。

同委員より、特定検診の事業費が前年の基本健康診査と比べると4000万円ほど少ない計算になる。検診の水準を落とさないで実施する説明ではあるが、金額的裏付けに不安があるので説明してほしいとの質疑がありました。理事者より、特定健診については、国が定めた法に基づく特定健診、保健指導について1年間かけて区市町村は国が示した必須項目について共通して行うことを調整してきた。特定健診をする中で、その結果についても通知だけするというだけでなく、医者による丁寧な説明をするというところまでは決まっている。まだ他の制度との絡みでどうなるかわからない面もあるとの答弁がありました。

同委員により、まだ固まっていない部分があるので、国で決まっているところを予算化したということだと思うが、基本健診から質を落とさないでやってほしいことを要望し、後期高齢者医療特別会計の予算組みとも関係しているので、反対を表明するとの意見がありました。

別の委員より、高額療養費で87.4%の大幅なアップということだが、増加と予測、伸び率の増加とのことであるが、数値的な説明をお願いしたいとの質疑があり、

理事者より、今まで60歳以上74歳までは退職者医療制度であったが、この対象年齢が今度64歳までとなり、65歳以上の方で退職医療にかかっている方は一般分の方に移行してくる。その関係で一般分の方が相当ふえてくるということであるとの答弁がありました。

同委員より、葬祭費について450万円であるが、1件5万円なので90人分かと思うが、後期高齢者の方でも1件5万円1200万円なので、240人で合計330人の見込みだということだと思うが、平成18年度、19年度は何件であったのか、また瑞穂斎場組合の加入団体で葬祭費を支給しているのはどこかとの質疑があり、理事者より、葬祭費の19年度に関しては、月平均120万円ほど、決算見込みでは約1500万円306件ほどを見込んでいる。近隣の市町村でも実施しているとの答弁がありました。

別の委員より、保険税収納専門委員派遣事業委託料、その下の納税電話催告業務委託料について詳細を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、この事業は東京都の税務協会、いわゆる都の徴収を行う主税局のOBが専門員として派遣をしてもらう。2名派遣してもらい、差し押さえ等の財産調査を主にやってもらう。また徴収事務の中でわからないこと、専門的なことも教えてもらう。納税電話催告業務委託料については、3名が昨年の4月からシルバー人材に委託し実施しているもので、ここには1人分が計上してある。主に現年度分の督促状を発送し、さらにその納期限を過ぎたものについて納税の確認という形で電話をし、納税の呼びかけをしてもらっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第25号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算について反対討論をさせていただきます。

昨年12月議会で反対討論いたしました議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容、担税能力主義から受益者負担主義を国が強調し、指導する中で、多くの自治体が受益者負担を強化してきました。当市も同じです。所得が低い方に負担がより多くのしかかる国民健康保険税制度となっていました。このことにより、当然のことながら多くの自治体で徴収率が下降線をたどり、当市もその例にもれない現状があります。

この4月から40歳から64歳までの方の介護納付金課税の増税ということです。確かに大企業や財界はバブル期よりももうかって笑いがとまらない現状にはあるようです。しかし、福生市民の多くの方の生活はとても大変で、こういった事情であれ増税に賛同できる状況ではありません。

あわせて、介護納付金課税を4方式から2方式に改める自治体が多いことから、当市も2方式に改めていきたいとのことで、資産がある方には昨年と比較して約4172円の増額となり、喜ばれる制度といえます。しかし、そのために所得がある方々と逆に所得が少ない方々に4.9%を占めていた資産割の負担分をさらに余計に負担していただくことになり、不公平を拡大するものです。所得割では総所得金額に乗ずる係数を100分の1から1.30に引き上げ、1軒平均の負担増額は約6299円とことです。

結局のところ、介護納付金課税では1軒平均の負担増は6686円にもなり、さまざまな物価上昇の総攻撃の中での値上げは市民の生活を大きく圧迫するものであること、特に生活の楽でない世帯に一層の重い負担がのしかかる市民負担増で徴収率がさらに低下することも予想されるものであるとしたものが盛り込まれた予算であること、さらに議案第11号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論で述べたように、ことし4月1日以降について、65歳以上75歳未満の方からは当条例第13条の2での特別徴収の規定により年金から国民健康保険税を天引き徴収することになります。

特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認められる者、その他同条に規定するものは除くとなっていますが、本人の申し出があり、認められる場合に限るものであること、また周知徹底期間も大変短く、不徹底の中で年金から強制的に天引き徴収するなど税制民主主義に反した条例であるが、平成20年度国民健康保険特別会計予算に、これについても盛り込まれていること、さらには日本共産党は後期高齢者医療制度について、このような非人道的な差別医療政策は即時注視、撤回すべきという立場をとっています。

この後期高齢者医療制度による後期高齢者支援金など制度上の計上も含まれていることから、本予算に反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、3番杉山行男君。

（3番 杉山行男君登壇）

○3番（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第25号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える社会保障制度として地域医療の確保と地域住民の健康維持、増進に大きく貢献し、国民皆保険の中核として住民の健康維持、増進に貢献し、極めて重要な役割を果たしております。平成20年度からは後期高齢者医療制度が創設され、74歳以下の健康保険となり、新たな特定健診や特定保健指導の実施が保険者に義務づけられた医療制度が実施されます。

このような中、平成20年度の予算編成がされたところであります。歳入におきま

しては総額 6 1 億 1 7 3 0 万 4 0 0 0 円でありまして、前年比 5 億 2 3 7 1 万 9 0 0 0 円の増であります。国民健康保険税の収入は 1 4 億 3 2 2 1 万 5 0 0 0 円で、前年比 2 億 7 3 7 5 万 2 0 0 0 円の減収見込みであります。しかしながら、国庫支出金や都支出金、新設された前期高齢者交付金等により財源の確保をされました。

歳出につきましては、保険給付費の増加が見込まれる中、総歳出額のうち財源としての一般財源分は 1 9 年度が 2 2 億 1 8 0 4 万 6 0 0 0 円でしたが、2 0 年度は 1 8 億 6 4 3 2 万 9 0 0 0 円と 3 億 5 3 7 1 万 7 0 0 0 円減少させ、抑えております。この金額の比率は 1 9 年度が 3 9. 6 %、2 0 年度が 3 0. 4 %となります。国庫補助などの特別財源の比率が高くなりました。

また、一般会計からの繰入金につきましても 4 億 3 0 0 0 万円で、1 9 年度より 4 0 0 0 万円減額しております。これは 2 0 年 3 月 1 日現在の福生市の人口、外国人登録者も含みますけれども、これで除しますと市民 1 人当たりの負担は 7 0 5 8 円になります。以前は 1 万円を超えた負担であったことを考えますと、保険税等の改正もありますが、よい方向に向かっていると言えます。

このほか平成 2 0 年度一般会計予算歳出の中におきましても、健康ふっさ 2 1 事業の推進など保健衛生に関して母子健康費、成人保健費 8 3 8 0 万 7 0 0 0 円等の計上も別途にしております。

また、税収確保の厳しい中、収納事務にも専門員を配置して、いわゆる差し押さえ等の財産調査もしていく方向性もうかがえ、最大限努力された予算編成と考えます。

今後の国民健康保険の運営に当たっては、健全な運営を希望しますと同時に、収納率の向上に努めていただき、公平、公正な滞納対策と収納努力を行うことを要望いたします。

さらに、健康ふっさ 2 1 の事業の推進により、市民の皆様の健康増進等積極的な施策を増進すること及び国や都に対する補助金等の増額要請などに一層御努力されることを要望いたしまして、平成 2 0 年度国民健康保険特別会計予算に対する賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第 2 5 号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第 2 5 号は委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第 2 5、議案第 2 6 号、平成 2 0 年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第26号、平成20年度福生市老人医療特別会計予算につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、審査支払手数料交付金196万2000円がふえているが、単価は幾らなのか、また後期高齢者や国保ではこの交付金がないが、いつごろどのような経緯でそうなったのかとの質疑があり、理事者より、国保と後期高齢者の方には審査支払手数料は一般財源から充当している。老人医療制度については全額支払基金から歳入されており、それがいつごろからということとはわかりかねる。それから単価については社保分と国保分に分かれるが、社会保険分は1件当たり114.2円、国保分については111.6円であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第26、議案第27号、平成20年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第27号、平成20年度福生市介護保険特別会計予算につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、介護予防特定高齢者施策事業者の中で、健診委託料は今まで一般会計でやっていたとのことだが、先ほどの特定健診、また後期高齢者の健診とは全く違う内容なのかとの質疑があり、理事者より、この健診は平成17年度から福生市御達者健診ということで先駆的に取り組んできた事業で、その後平成18年度からは生活機能

評価事業として基本健康診査と同時に実施をしているものである。これは生活機能が低下し、要介護や要支援の状態になる恐れがある特定高齢者を見つけ出し、介護予防事業につなげるための健診であるとの答弁がありました。

同委員より、介護予防一般高齢者施策事業費が減となっている。要介護支援となると約30%の方が重症化していく中でこの特定高齢者、その前の一般高齢者に対しての施策を打っていかないといけないと思うが、減っている理由は何かとの質疑があり、理事者より、介護保険事業費の3%という枠があるので、その中でやっていく調整をしたとの答弁がありました。

同委員より、包括的継続的マネジメント事業費、地域包括支援センター事業費負担金で人件費との説明であったが、ケアマネジャー、保健士、社会福祉士の3名の分かつとの質疑があり、理事者より、地域包括支援センターの職員人件費がいろいろなところに入っており、わかりづらいが、全体で2272万7000円ほどであるが、一般会計の中で持っている部分もあり、介護予防ケアマネジメント事業費、権利擁護事業費、包括的継続的ケアマネジメント事業費にそれぞれある、地域包括支援センター事業費負担金で専門職3名の人件費を算出しているとの答弁がありました。

同委員より、家族介護支援事業費のおむつ等扶助費が昨年は189万6000円だったが、62万円と減額されたのは対象者が少なくなったのかとの質疑があり、理事者より、人員が減っているということではなく、地域支援事業の中の枠内で持てる経費を協議した結果、減額になったということであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第27、議案第28号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第28号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、健康診査委託料882万5000円について、健康診査の項目は調べたところによると福生市と国分寺市が3月3日の時点では項目未定となっており、上乗せするかどうかの調査では東久留米市と福生市、羽村市、瑞穂町が内容調整中、上乗せなしが昭島市となっているのだが、現在の状況はどうかとの質疑があり、理事者より、区部で何区か医師会との契約が終わったと聞いているが、市部ではまだ特定健診について医師会との契約が終わったところは聞いていない。後期高齢者についても国保の関係も8市町村が共同で西多摩医師会と調整会議を設けているが、まだはっきりと決まっていないとの答弁がありました。

同委員より、健康診査については水準を落とさないようにやっていただきたいのと、これは後期高齢者の関係なので反対を表明するとの意見がありました。

別の委員より、広域連合納付金の中の保険料軽減措置負担金について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、これは例えば国民健康保険から後期高齢者へ移行した場合保険料が高くなってしまうのが、東京都独自の軽減策で一定の低所得層については国保から後期高齢者へ移行しても高くないという制度であるが、一般財源を投入して軽減を図ろうとするものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありまして、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

(11番 奥富喜一君登壇)

○11番(奥富喜一君) 議案第28号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をさせていただきます。

議案第18号、福生市後期高齢者医療に関する条例について反対討論をさせていただきますが、後期高齢者医療制度の実態が知れるにつれ、この制度への危惧と批判が急速に広がっているところですが、この制度実施のために新設された特別会計が平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算であります。

議案第18号、福生市後期高齢者医療に関する条例について反対討論でも述べているところですが、この後期高齢者医療制度は、一言で表現すれば75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。

東京の広域連合では、日本共産党の広域連合議会での奮闘もあって、保険料を低く抑えてのスタートとはなりました。この低く抑えてのスタート実現のため、その軽減措置を盛り込んだ議案第19号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更については賛成いたしました。とはいえ、将来の値上げは確実です。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、二つの要因によって値上がりします。一つは、医療給付費の増加です。介護保険料と同じく後期高齢者医療保険料も患者の増加、重症化、医療技術の進歩などで給付費がふえれば保険料にはね返ります。保険料値上げがいやなら受ける医療を制限せよというのが政府の言い分です。

もう一つが後期高齢者人口増です。新制度は後期高齢者が払う保険料の10%、他の医療保険からの支援金が40%、公費が50%という財源割合でスタートいたしますが、後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて後期高齢者が払う保険料の財源割合が12%、15%、さらに増加という形で自動的に引き上がる仕組みとなっています。

そのため、仮に1人当たりの医療給付費が全くふえなかったとしても、保険料は当初の政府試算平均保険料で、2015年度には全国平均の年7万4400円より3700円高い7万8120円、2025年度は9万5976円、2035年度10万8624円へと自動的に引き上がることになります。

多くの方の受け取る年金額が減少し続ける中で、介護保険料、後期高齢者医療保険料がじりじりと値上げを続け、基本的に年金天引きですから、受け取る年金額がみるみる減少し続けることになります。こうしたことから、識者の多くが早晩この制度は破綻すると指摘しているところであります。日本共産党は後期高齢者医療制度について、このような非人道的な差別医療政策は即時中止、撤回すべきという立場をとっています。

この制度が4月からスタートしようとしていること、その特別会計予算が平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算でありますことから、反対を表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、10番増田俊一君。

（10番 増田俊一君登壇）

○10番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第28号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

高齢化の進展に伴い、今後75歳以上の高齢者の医療費がますます増大されることが見込まれる中、国は医療制度改革大綱等に基づき平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律を公布し、医療制度改革が段階的に施行されてきておりますが、特に本年度、平成20年4月1日からは75歳以上の方を対象とした独立の医療制度として後期高齢者医療制度が創設されたことは御承知のとおりでございます。

この制度の運営については、年金からの特別徴収、いわゆる天引きが導入された保険料徴収は区市町村が行い、財政運営は東京都62区市町村全団体が加入し、設立した東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととなっております。

そのことから、広域連合及び区市町村はそれぞれの事務事業と役割分担により予算編成を行うこととなっておりますので、そのような視点から本予算を見てみますと、歳入歳出総額は7億4689万5000円を見込んでおります。主なものとして、歳入のうち後期高齢者医療保険料3億7269万6000円は特別徴収3280人分、2億6088万7000円で全体の70%、普通徴収は1405人分、1億1180万9000円で約30%を見込み、他会計繰入金3億6942万9000円は一般会計からの繰り入れで、広域連合から区市町村へ示された療養給付費繰入金、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、そして保険料軽減の特別対策としての保険料軽減措置繰入金及び健康診査費繰入金となっております。

次に、歳出の主なものとしては、広域連合への負担金で、療養給付費負担金2億3521万3000円、保険料等負担金3億7269万6000円及び保険基盤安定負担金、事務費負担金、そして保険料軽減措置負担金の合計で、広域連合への納付金は7億1380万9000円の支出を見込んでおります。ほかに保健事業として健康診査を、また葬祭事業については国民健康保険と同様の5万円で240人分、1200万円を見込むなど適切な予算編成がされていると考えます。

よって、以上のようなことから、正和会を代表いたしまして平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算につきまして賛成するものであります。

なお、何といっても一番大事なことは、新たな制度ですので、被保険者となる方々に対しての周知が肝要であります。特に年金から保険料が徴収される方々に対しては、年金からの徴収の仕組みや実際の徴収時期、徴収額などについて丁寧に説明し、御理解をいただくとともに、低年金受給者など生活困窮な方々に対しましてもきめ細やかな納付相談を行っていただくことなど予算の執行に万全を期していただくことを強く要望いたしまして賛成討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第28号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第28、議案第29号、平成20年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第29号、平成20年度福生市下水道事業会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、本年度についても基地水の関係のある程度多く見込んでいるとの話だが、これにかかわる要因、考え方について質疑がありました。理事者により、第四庁舎に雨量計を設置しており、19年度の雨量を調べたところ、4月で平成18年度より39%ぐらい、7月で53%ふえていることから、雨水が污水管の中に入り込んだと見ているとの答弁がありました。

さらに委員より、米軍と自衛隊との再編の中でも使用量が増加するのではないかと、その辺の予想についてはどの程度想定されているのかとの質疑がありました。理事者より、航空総隊司令部の庁舎の建設が行われたら、その移動が一応600人と想定すると、月に1人が15立方メートル使うとすると月に260万円で、1年で3000万円くらいはふえてくるのではなかろうかと推計しているとの答弁がありました。

他の委員より、水再生センター、この概要を聞きたい。また雨水ます浸透施設設置事業費は雨水利用、地下水涵養が目的と思うが、もう少し詳しく説明していただきたいとの質疑がありました。理事者より、水処理再生センターは昭島にある処理場のことで、そこで汚水を処理して多摩川に戻している。雨水浸透は地球が乾いているという環境問題もあるが、水を地下に戻すという総合的な治水対策の一環として、雨水流失抑制の治水効果として浸透させるという目的である。平成11年から実施しており、19年度までに82カ所、314基ほど設置してあるとの答弁がありました。

さらに委員より、19年度でどれくらいの設置があったか、また区部ではタンクに水をためて、それを水やりとかに使うようなことも工夫されていると思うが、そういったことへの助成等は考えていないのかとの質疑がありました。理事者より、19年度の雨水量浸透槽の設置件数は6カ所で24基ほどある。雨水の貯蓄槽については自治体でやっている例は聞いているが、福生の場合は浸透施設という形でやっている。ためておいた雨水を植木にのけるとか、考えられてくると思うが、補助対象となるようなことがあれば考えていきたいとの答弁がありました。

別の委員より、雑入の中の多摩川上流雨水幹線、青梅市の協力金1600万円だが、前年どれくらい計上されていたのかとの質疑がありました。理事者より、前年度は1697万8200円であるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、雨水幹線ができてどのくらいになるのか、期間と総額は幾らか教えていただきたいとの質疑がありました。理事者より、期間については11年度から42年度まで、総額で3億2548万6097円となっているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第29号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第29、議案第30号、平成20年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第30号、平成20年度福生市受託水道事業会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、配水管敷設工事、金額が大きいですが、7件という説明がありましたので、この内容について説明をお願いしたい。またサービスステーションのことで、いよいよ4月から始まるが、今までのPRと問い合わせ等について、始まってみないとわからないと思うが、大丈夫かなという思いがあるので説明をお願いしたいとの質疑がありました。理事者より、予算書の配水管布設替等工事1億1802万2000円計上してある7件分の内容だが、市道内の配水管整備と市道内の給水管を整備して配水管に布設替しようとする工事が3カ所、延長約280メートルで、金額は2006万3000円、それと初期タイル管の布設替工事2カ所、延長約740メートル、金額は7870万8000円である。それと平成19年度に初期タイル管を五小の前、約300メートル布設替したが、既設管を撤去していないためそれを撤去する工事が約310メートルで1085万円、それと拝島駅の北口の平和橋の付近の古い40年代以前の古い管が10メートルばかり残っているが、引込線がありJRと協議していたが、昔の国防省とか、そういうところと協議する必要があり、設計期間に大分かかり、この金額が約810万円ある。今まで水道料金の徴収業務を水道事務所並びに会計課でお願いしていたが、あきる野のサービスステーションに移るということで、このようなちらしを2月、3月の検針の際、各戸配布した。さらに外国人の方のためにここに英語を記載したようなものも会計課や水道事務所の方へ来られた方には配布している。市の広報には1月15日号と3月1日号に掲載した。また、東京都ではホームページに12月下旬から掲載している。19年度からは今まで外線で使っていた電話番号にかけた場合、あきる野のサービスステーションへ転送されるように東京都水道局の方で配慮していただいたとの答弁がありました。

他の委員より、歳出に給水管とかもろもろ計上されているが、この部材にかかわるものはすべて国内産で使われているのかとの質疑があり、一応水道局からはメーターのパッキンを含め補強材も国産品だと伺っているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

3時10分まで休憩いたします。

午後2時59分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30、陳情第19-2号、後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、陳情第19-2号、後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、後期高齢者の関係で賛成を表明する。ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

別の委員より、後期高齢者医療制度に関しては軽減策等も市も都も対策をしているので、この陳情は採択しなくてもよいと思う。不採択をお願いしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審

査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 陳情第19－2号、後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書について、賛成討論をさせていただきます。

当陳情は平成19年8月17日に提出されたものです。後期高齢者医療制度が来年4月から施行されますが、保健事業が大きく変わろうとしています。現在の老健事業に基づく基本健康診査は病気の早期発見、早期治療に極めて有効な役割を果たし、75歳以上の高齢者は高い水準の受診率を維持しています。

来年度から実施される特定健診、特定保健指導に相当する保健事業の実施については、後期高齢者医療制度では努力義務とされ、国庫補助3分の1、都補助3分の1がそれぞれカットされる状態となりました。

一方、東京都後期高齢者医療広域連合で健診を実施する場合、当該費用が保険料負担に反映し、保険料水準を引き上げることとなります。したがって、現在各自治体において老人保健法に基づく基本健診が実施されていることを踏まえて、引き続き福生市において75歳以上の高齢者にこれまでどおりの健診項目による健康診断を実施し、健診結果に基づく保健指導が行われるよう願っています。

今、東京社会保障推進協議会においても東京都福祉保健局に対し、健診事業についての補助金の支出を求めています。都と18政令指定都市も国に保健事業の保持の要請を準備しています。

国や都の予算がどのようになると、75歳以上を含むこれまでどおりの基本健診が無料で実施できるように、議会として力を発揮してくださるよう陳情します。陳情項目として国や都の予算化がどのようになると、75歳以上を含むこれまでどおりの基本健診が無料で実施できるように議会として力を発揮していただきたいとの内容ですが、まさに時代を先読みした内容の陳情でした。

既に後期高齢者医療制度が実施され、都内、三多摩ほとんどの自治体が75歳以上を含むこれまでどおりの基本健診が無料で実施できるよう、予算措置や医師会との協議での努力を重ねているところです。

当市では特に長年継続して取り組んできた水準の高い基本健康診査で、その効果をいかに高く発揮して市民の健康を守り、国保の財政を支出の面から抑える効果を大きく果たしてきたことは他市からも高く評価、注目され、またさまざまな資料で明白に証明されているところです。この事実からして、市民の健康保持のためにも、当市の財政節約のためにも寄与する基本健康審査は、一定の負担を伴ったとしても今後も維持されるべきと考え、積極的に受け入れて、この立場に立ち、議員として努力す

べきでありました。

この陳情をいかなる理由があろうと9月議会、12月議会と継続審査とした上に、不採択などという不見識な結論としないよう望むものであります。したがって、陳情された方々には大分遅くなって申しわけありませんが、今議会で採択し、議会として一丸となって実現にさらに努力することを約束すべく、賛成討論するものであります。

○議長（原島貞夫君） 奥富喜一君、一つ確認します。最初のところですね。「後期高齢者医療制度は来年4月」と言ったのですね。

○11番（奥富喜一君） 陳情内容がそうになっていたのです。そのまま詳細に、そのままだと陳情内容に、そういう意味です。

○議長（原島貞夫君） わかりました。

以上で討論を終わります。

これより陳情第19-2号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第19-2号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認めます。よって、陳情第19-2号は委員長の報告とおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第31、陳情第19-3号、後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、陳情第19-3号、後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、これは後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める意見書を国へ提出してくださいということです。市としても財政負担が少なくなるし、市民も改善されるので、採択してほしいとの意見がありました。

別の委員より、12月に議会で後期高齢者医療制度に対する意見書を出しているので、この陳情書に関しては不採択にしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 陳情第19-3号、後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書についての陳情書について、賛成討論をさせていただきます。

まず、この陳情書も平成19年8月17日に提出されたもので、陳情内容は後期高齢者医療制度が来年4月から実施されることとなります。制度がスタートすると75歳以上のすべての高齢者が現在加入している国民健康保険やそのほかの健康保険を脱退させられ、高齢者だけの独立保険に組み入れられることとなります。これまで家族に扶養され、保険料の負担がなかった人を含めすべての後期高齢者が保険料の負担を求められます。しかも大多数の人が年金から天引きされることとなります。

保険料は、今後都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合で決められることとなりますが、厚生労働省では平均6200円になると試算しています。この保険料水準は多くが年金収入のみとなっている高齢者にとっては大きな負担であり、後期高齢者の生存権を保障するために保険料水準の抑制がどうしても必要です。

このように保険料負担の軽減は喫緊の課題です。保険料負担軽減するためには、制度の仕組みからして公費負担、わけても医療給付費総額の25%とされている定率国庫負担を引き上げることが必要となっています。日本医師会もこの制度は保険原理ではなく保障原理で運営すべきとの立場から、国庫負担を中心に公費負担を段階的に引き上げることがを提言しています。

「国庫負担引き上げを求める意見書」については、西東京市議会が6月議会において議決し、国に対して提出をしています。貴議会においても御検討の上、国に意見書を提出されるよう以下のことを陳情します。陳情項目は後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める意見書を政府に提出してくださいというものです。当議会では、昨年の12月議会で既にこの陳情書の内容をも含んだ内容のものについて、議員全員の一致で意見書を提出したところです。

後期高齢者の方が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことのできる後期高齢者制度の適切な実施と、市財政の安定した運営を図るため、一つ、後期高齢者制度の実施に伴い広域連合が実施する保健、健診事業については、区市町村団体における特定健診等と同様の健診体制の確保と財政支援を行うこと。二つ、加入者の保険料は生活実態に見合った負担となるよう国及び東京都が必要な財政支援を行うこと。三つ、必要な情報等については、市民はもとより国及び東京都の責任において各市町村に速やかに提供し、制度への理解と円滑な運用に努めるとともに、制度の円滑な移行ができるよう十分配慮すること。以上、3点についての実現を関係機関に強く求めるため意見書を提出するといったものであります。

したがって、12月議会で採択してもよかったものでありますが、遅くなったから不要とするものではなく、陳情者に敬意を表し、採択し、既に陳情者の陳情内容を上回る意見書を提出いたしましたと伝えるのが筋と考え、陳情内容に賛成を表明し、本

議会で採択することを求めます。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第19-3号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第19-3号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認めます。よって、陳情第19-3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第32、議案第31号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第31号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

最終日の提案となり、まことに恐縮でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本会議資料として都市計画道路3-4-31号線（やなぎ通り）整備事業道路用地買収箇所図についての資料を配付させていただいておりますが、後ほど都市建設部長から説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、都市計画道路3-4-31号線（やなぎ通り）の拡幅に伴う都市計画道路整備事業費の追加でございまして、懸案となっておりました土地所有者との用地取得及び物件補償移転に関する交渉に合意が得られましたことから、東京都の補助を受け未買収用地の一部を早急に買収いたそうとするものでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則歳入歳出予算の補正でございしますが、第1条で既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3067万8000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を229億653万3000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

次に、内容でございしますが、恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

まず、歳入でございしますが、第15款都支出金第2項都補助金は、用地買収費及び工作物補償料に対する都市計画道路整備費補助金3067万8000円の追加でござ

いまして、補助率は2分の1でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

次に、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。

第8款土木費第3項都市計画費は、都市計画道路整備事業費6135万7000円の追加でございます。内容といたしまして、用地買収費が5443万8000円でございます、その買収面積は235.66平方メートル、1平方メートル当たりの単価は23万1000円でございます。また家屋及び工作物等補償料が691万9000円でございます、建物1棟、樹木等の移転経費でございます。

次の第13款予備費3067万9000円の減額は、財源調整によるものでございます。

以上が歳出の補正内容でございます、補正額の合計3067万8000円の追加によりまして総額を229億653万3000円といたそうとするものでございます。

なお、道路用地買収箇所等につきましては、都市建設部長から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

(都市建設部長 清水喜久夫君登壇)

○都市建設部長(清水喜久夫君) 続きまして、御指名をいただきましたので、平成19年度福生市一般会計補正予算(第5号)の都市計画道路3-4-31号線(やなぎ通り)の道路用地買収箇所等について、若干の経過及び内容につきまして私の方から御説明させていただきます。

最後まで御心配をおかけしておりましたが、おかげさまで、先ほど野崎部長から説明がありましたような内容で事態が大きく変化してまいりました。

最初に、この間の整備経過について説明させていただきますが、このやなぎ通り整備事業は、福生駅東口交差点、富士見通りの起点から原ヶ谷戸第2交差点までの延長約540メートル、幅員16メートルで、都補助を受けて平成12年度から着手いたしまして、平成18年度までの7年間で未施工部分を除いて用地買収、道路整備が実施されているのが現状でございます。

この未施工部分は、道路延長ですりつけ部を含め現在約80メートルが狭くなっております、安全面から早期完成が必要な箇所となっております。平成12年度から平成18年度までで総事業費で18億6147万3780円、東京都補助金5億9797万6000円を受けて実施しております。

次に、お手元に御配付してあります本会議資料、道路用地買収箇所図をごらんいただきたいと思っております。未施工部分は図面ではA、B、C、D、Eの部分で、その上の朱色の線が道路と民地の境界線でございます。A部分は既に平成18年度で買収しておりますので、B、C、D、Eの部分の道路用地買収面積265.7平方メートルの未買収地について交渉しておりましたところ、紆余曲折はありましたが、B部分の本町39-8番地、235.66平方メートルが今回買収できることになりましたので、補償物件の物置等とあわせ、先ほど野崎企画財政部長より説明がありました補正予算(第5号)をお願いしようとするものでございます。

残りのC、D、Eの部分、本町39-3、39-4、39-6番地のうち30.04平方メートルは、今後分筆後平成20年度に買収し、道路整備とあわせて実施する方向で進めていきたいと考えております。

以上、議案第31号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 御苦労さまでした。何とか間に合ったという面では大変御苦労なさって、清水部長の最後の置き土産。

それで今、部長から説明があったのですが、残りの30.04平米が来年度、20年度の整備と合わせてということですが、その見通しというのはどうなのですか。できるという見通しでいいのかどうか、またこれから先へいくのかどうか、その辺のことがわかればお願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 今後の見通しということでございますが、先ほど説明いたしましたようにD、C、B、E、そのうちのBの部分の補償費も含めて今回の予算で購入するわけですが、その結果を受けましてD、C、Eの部分の分筆をお願いをして、その後方向性としては買収できる可能性が高くなっておりますので、今後の20年度の4月以降の議会で補正予算を上程できる可能性が大ではないか、このように思っております。

○20番（小野沢久君） 期待をしたいところですけども、なるべく早くできるように、とにかくあそこだけ狭くて通るのに随分危険なのだね。だから事故が起きないように早めに、しかしながら相手のあることですけども、今の清水部長の答弁では随分可能性があるようなことですので、期待をしておきたいと思えます。終わります。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり

り可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第33、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第34、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が7件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第19-8号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る陳情第19-7号、陳情第19-9号、陳情第19-10号、陳情第20-1号、陳情第20-2号及び陳情第20-3号については、市民厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本6件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって、本6件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第35、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 長時間にわたる御審議をいただきまして大変御苦労さまでございました。また、すべての議案を御可決いただきましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

実は5月20日までということになりますと、53日ぐらいまだあるのでありますけれども、市長職を8年、それから職員から通算しますと46年という長い期間にわたります公務員生活を5月20日で終わることになりますけれども、きょうは議場で発言する最後だからということでこういう機会をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。また、貴重な時間をいただきまして感謝を申し上げたいと存じます。

自分なりの満足感といいますか、そういった思いの中でこの仕事を終えられますこと、これは議員の諸先輩の皆様方、大勢いらっしゃるわけですが、そういった皆様の御指導、あるいは御支援、御協力のおかげであるというふうに思いますし、また職員も多くの先輩から同僚、後輩までいろいろな形で支援をしてくれた、さらには市民の皆さんの多くの皆様に御面倒をおかけしてきたと、この結果でありますし、御指導をいただいてきたことの結果であると、こんなふうに思いまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

一つだけ思い出話みたいな形で少し話をさせていただきたいと思います。所信表明の中でほとんどのこととお話申し上げておりますので、一つだけにさせていただきたいと思いますが、実は平成8年に石川彌八郎市長の3期目の選挙が5月にごございました。そして、その9月に私の助役としての2期目の選任同意の議案が出されました。それから教育委員さんの選任同意も同時に出されたわけであります。

このときの市長と一部議員さんの対決、対立というものは大変激しいものでございまして、確かにさまざまなことが言われましたので、それ自体はもう議事録の中にもちゃんと載っておりますので、見ていただければというふうには思いますけれども、いずれにいたしましても、我々とする正しいと思いながらやってきたそのことを、曲げた形でいろいろな形の問題が出されたということになったわけであります。

ただ、御存じのように次の年の5月にはその一部議員さんたちが逮捕されてしまうという、福生市の議会史上、戦後の中でもある意味では歴史的な事件が起こることになりました。

そのときも思いましたけれども、「天網恢恢疎にして漏らさず」という言葉がありますけれども、天というのは、大ざっぱな網を広げているようではありますけれども、

やはり正しくちゃんと見ていて、どこかで結論をつけるものだなという思いがそのときもいたしました。そしてまた正しいことを正しくやっていくということ、そのことの大事さみたいなものを教わったような気がいたします。

今、振り返りますと、遠い昔の話のようなふうに思いますけれども、いずれにしても、クリーンで透明度の高い政治、行政を目指して、できるだけみんなでもって自由と民主主義というものをきちんととらえていく、そういう形でいこうという、そういう思いみたいなものはそこで一層強くなりまして、議会が刷新に動き、それから職員も変わり、市民も変わるというスタートがそこで切られたというふうに思います。ある意味で私は戦後の福生市の民主主義というものがそこで一皮むけたというふうな評価をしているわけであります。

いずれにいたしましても、すべての活動を市民のために、あるいは市民のために議論をしようよという形の議会がその後つくられまして、そして今日のすばらしい議会になっているわけでございます。大変私としてはありがたいことでありまして、心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

同時にまた、議会が変わるためには市民が変わらなくてはならないという側面がございます。そういう意味では市民の皆さんもいろいろな問題を持ちながらもさまざまな形で議論をして、一緒にやっていこうというような方向で、あるいは市のことをいろいろ注視していかななくてはならないという、そういう考え方も出てきたような気がいたしまして、そういう意味では我々としては情報をできるだけ出して、共有をして、そこで議論をしていくという基本的な方針、方策というものを出していくと、そしてまた職員がそれに向かって変わっていくということ、そのことを一生懸命やってきたと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、こういう形で市民の人たちが自分たちでやろうということと同時に、それを支える職員が一緒になって協働してこの地方分権、あるいは新しい公共という概念が出てきた現代社会の中でやっていく方向に変わり始めているということは事実だろうと思います。もちろんそれはすべてがそういう形になってきているわけではございませんで、その以前に比べると、ということになります。当然のこととして一部しか行われておりませんし、今のようによくも悪くも情報を出すという考え方も当時はございませんでしたから、そういう意味では大分変わってきたというふうには思っております。まだまだ定着するための時間は必要だと思いますけれども、この方向だけは恐らく変わらずに進んでいくだろうなというふうに思っております、具体的にはそういったものがさまざまな形で市民活動として出てきておりますし、職員がそれを支えて、幾つかの計画も生まれましたし、協働して実践活動が始まっているということをお大変うれしく思っております。

職員の方も説得してやらせるというやり方もありますけれども、そうでなくて納得して自分からやるという、そういう形の職員が大変多くなりましたし、よく頑張ってくれたというふうに思っております。

そういった意味で、急激に変貌する現代社会の自治体のあり方の方向性というものは、一定の形で見えてきたのではないかと、こんなふうに思っております、ぜひそ

んなところを中心にしながら新しい形の市政が進んでいくようにしていただければと、こう願っているところでございます。

ただ、さっきもお話もございましたけれども、私自身は少し頑固なところがありまして、一たん決めますとちつとも譲歩をしないものですから、議員の皆様にも、それから職員の皆さんにも、あるいは市民の皆さんにもいろいろと御迷惑をおかけしたところがございまして、そのこのところにつきましては慎んでここでおわびをさせていただきたいと、こう思います。大変申しわけございませんでした。ありがとうございます。

ただ、恐らくこの後出てこられる方はもっと頑固でやらないと、恐らくうまくいかないことがあるだろうということもまた事実でございますので、ぜひ御協力、御指導いただければというふうに思います。

それから、もう一つだけ申し上げさせていただきたいのは、福生というまちのことです。この福生の中で小さくものを見ていきますと、どうも隣の芝生というのはよく見えるというふうな感じがいたしますが、私はこのまちの持っているポテンシャルというのは物すごく高いというふうに思っております。

したがって、みんなが力を合わせていけば、これはこのすばらしい議会と、それから意識変革が進んでいる職員と、それから市民の皆さんの参画の意欲と、この三つが重なってこの先進んでいけば、さらなる大いなる発展がこの福生市というのはできるだろうというふうに思いますし、またしていかななくてはならないと、こんなふうにも思います。また私も1人の市民として、これからはそういった活動にできるだけの御協力をしながら、一緒にやらせていただければと、こんなふうにも願っているところでございます。

いずれにいたしましても、大変いろいろなところで皆様方にお世話になり、きょうこうしてお話ができる機会をいただきました。最後、あと53日一生懸命やりまして、次の方にいい形で襷を渡していきたいと、こう願っております。

大変お世話になりました。ありがとうございます。お世話さまでございました。

(拍手)

○議長（原島貞夫君） 以上で市長の発言は終わりました。

野澤市長におかれましては、2期8年にわたって福生市市政発展のため御尽力、御努力をいただきましてまことにありがとうございます。

議会を代表いたしまして衷心より感謝と御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。(拍手)

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成20年第1回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後3時50分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 原 島 貞 夫

副議長 羽 場 茂

議員 青 海 俊 伯

議員 大 野 聰

議員 高 橋 章 夫

福総総発第 237 号

平成 20 年 3 月 24 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

追加議案の送付について

平成 20 年第 1 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第 31 号 平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 31 号

平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成19年度 福生市一般会計補正予算（第5号）

平成19年度福生市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,678千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,906,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 3月28日 提出

福生市長 野澤 久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 都支出金		2,373,341	30,678	2,404,019
	2 都補助金	1,348,031	30,678	1,378,709
歳 入 合 計		22,875,855	30,678	22,906,533

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		2,174,210	61,357	2,235,567
	3 都市計画費	846,526	61,357	907,883
13 予 備 費		117,693	△30,679	87,014
	1 予 備 費	117,693	△30,679	87,014
歳 出 合 計		22,875,855	30,678	22,906,533

平成 20 年 3 月 10 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

実施計画の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい
くださるようお願いいたします。

実施計画の正誤表

訂 正 箇 所	誤	正
123 ページ 実施計画事業費集計表（継続事業） 実施計画事業費合計の項 平成 22 年度の欄	13,495,190	13,337,190
123 ページ 実施計画事業費集計表（継続事業） 基本目標・分野別事業費の項 （美しさとゆとりのあるまち 第 3 章 都市基盤整備） 平成 22 年度の欄	952,930	794,930
134 ページ 7. 水と緑 ○水と緑－公園、緑地の整備－施設の管理の表 7 の項 22 年度の欄	175,214	17,214

福総総発第 236 号

平成 20 年 3 月 19 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑤

専決第 2 号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和 57 年 3 月 10 日議決）に基づき、損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 3 月 19 日

福生市長 野 澤 久 人 図

損害賠償額の決定について

福生市は、体育施設内受傷事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償の額 金 188,408 円
- 2 損害賠償の相手方 福生市大字熊川 586 番地 2 ハイネス杉山 105 号室
平 野 功
- 3 事故の概要 平成 19 年 12 月 15 日午後 5 時ごろ、福生市北田園二丁目
9 番地 1 福生市中央体育館トレーニング室内において、上記
2 の者がトレーニング器具を使用中、当該器具のワイヤーが
切れたことにより転倒し、負傷した。
この負傷による治療費及び慰謝料の損害賠償については、
福生市が行うことで示談が成立した。

中央体育館トレーニング室での事故について

【概要】

平成 19 年 12 月 15 日（土）17 時 05 分ごろ、福生中央体育館トレーニング室にてトレーニング器具（ラットマシン）を使用しトレーニングをしていた利用者が、当該トレーニング器具のワイヤーが切れたため、後方へ転倒し、床に頭部をぶつけ負傷した。

利用者：平野 功 氏（福生市熊川 586-2-105 在住）

【事故後の経過】

○平成 19 年 12 月 15 日（土）

事故当日、救急車にて東京医科大学八王子医療センターへ搬送され、CT スキャン、レントゲン等の検査の結果、「頭部打撲、頸椎捻挫」の診断を受け、当面は、湿布等にて処置をすることとなった。

○平成 19 年 12 月 21 日（金）

平野氏の希望により西村医院にて治療を受けることとなり、「後頭部打撲、頸椎挫傷」のため約 4 週間の加療が必要と診断を受けた。

その後平成 20 年 2 月 4 日（月）までの間、計 5 日（事故当日を除く。）の通院により治療を終了した。

○平成 20 年 3 月 14 日（金）

平野氏の申し出により示談交渉し、示談締結となった。

【事故の原因】

トレーニング器具の点検不十分によるワイヤー切れが原因であるため、この事故により受けた損害を市が賠償する。

【事故後の対応】

器具の安全の確認及び管理運営体制の見直し、安全点検を月 1 回から毎朝 1 回とし、その他トレーニング器具の配置換え等、利用者の安全性の確保ができるよう改善策を講じた。

【賠償内容】

賠償額	188,408 円
(内訳)	
医療費	139,280 円
慰謝料	25,200 円
交通費	9,920 円
休業補償	14,008 円

【ラットマシン概要】

設置 昭和 48 年 4 月

壁据付型

機能 主に広背筋を鍛える機械です。

ウエイトがバーまでワイヤーで繋がれおり、上からぶら下がった状態のバーを座った状態で、下に引き下げる動作で広背筋を鍛える

点検 年 1 回専門業者による点検、月 1 回嘱託職員による目視点検を実施している。

写

福 監 発 第 8 0 号
平 成 2 0 年 3 月 7 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成20年1月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 2月27日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成20年1月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 20 年 1 月分

平成 19 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 22,937,557	1,260,607,761	14,750,793,930	64.3	運 100,000,000
		1,174,075,853	14,794,680,984	64.5	△43,887,054
国 保 会 計	5,879,257	473,054,614	4,292,370,907	73.0	運 150,000,000
		494,037,182	4,413,992,299	75.1	△121,621,392
老人保健医療会計	3,054,766	277,530,352	2,392,744,217	78.3	23,833,938
		280,568,279	2,368,910,279	77.5	
下水道事業会計	3,142,446	36,355,746	1,195,448,186	38.0	158,683,144
		132,257,158	1,036,765,042	33.0	
介護保険会計	2,748,149	228,827,550	2,093,532,838	76.2	111,429,640
		207,692,333	1,982,103,198	72.1	
受託水道事業会計	466,836	24,945,077	253,880,414	54.4	34,424,857
		15,398,143	219,455,557	47.0	
合 計	38,229,011	2,301,321,100	24,978,770,492	65.3	運 250,000,000
		2,304,028,948	24,815,907,359	64.9	162,863,133

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	93,097,494	326,661,721	357,630,572	62,128,643
都 税	149,779,375	166,279,155	149,779,375	166,279,155
合 計	242,876,869	492,940,876	507,409,947	228,407,798

3 基金の状況

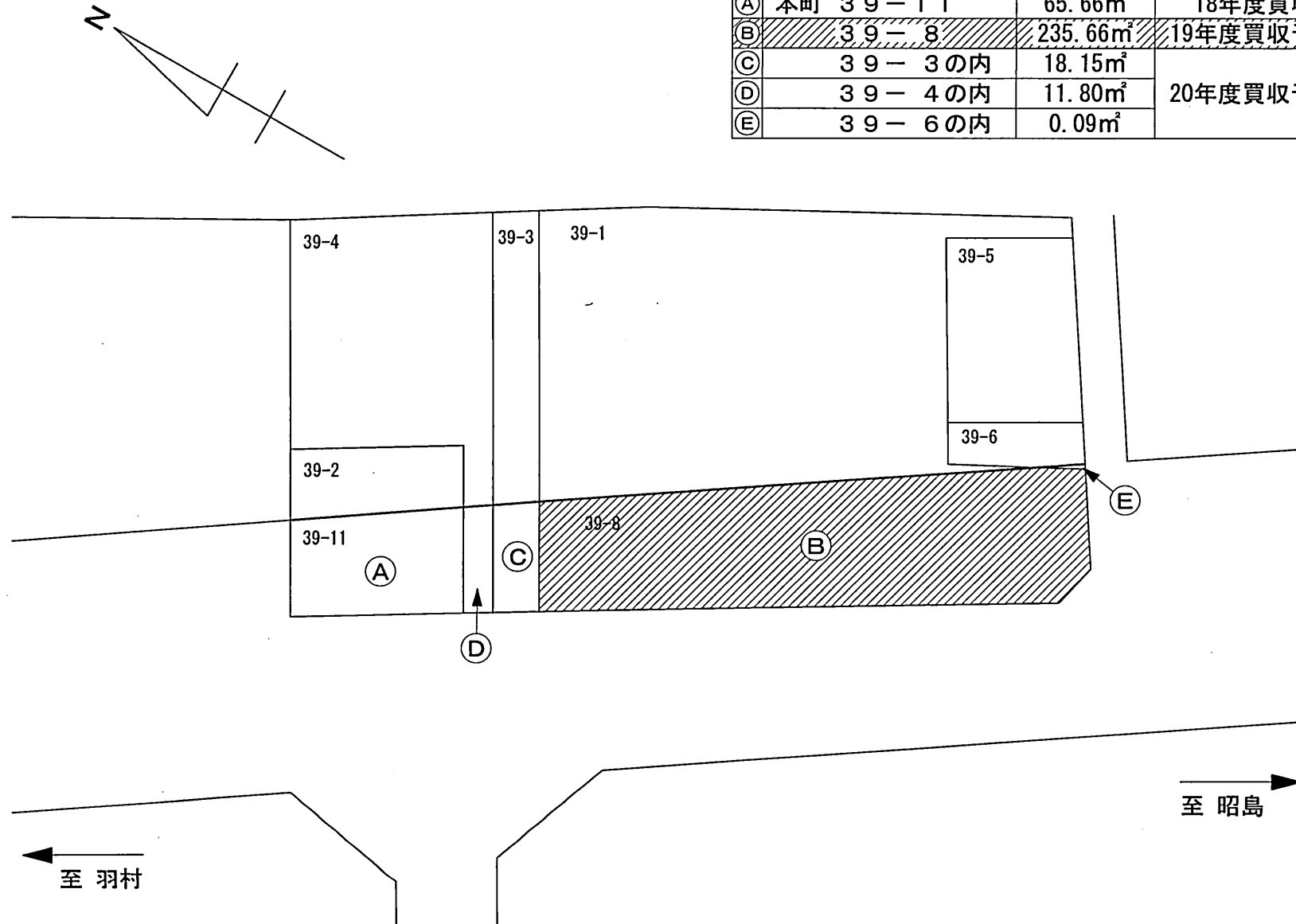
(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	0	0	116,668,607
庁舎建設基金	1,745,441,683	0	0	1,745,441,683
都市施設整備基金	1,388,630,501	0	0	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	0	0	352,698,725
財政調整基金	運△230,000,000 1,663,708,842	戻 130,000,000 0	運 150,000,000 0	運△250,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,451,952,564	0	0	1,451,952,564
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,646,028	0	0	36,646,028
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	6,000,000	返 879,681	貸 879,681	6,000,000
合 計	運△230,000,000 7,192,878,973	戻 130,000,000 879,681	運 150,000,000 879,681	運△250,000,000 7,192,878,973

・ 運は運用金 ・ 貸は貸付金 ・ 返は返済金 ・ 戻は戻入金

都市計画道路3・4・31号線（柳通り）整備事業
道路用地買収箇所図

	地 番	地 積	備 考
①	本町 39-11	65.66㎡	18年度買収
②	39-8	235.66㎡	19年度買収予定
③	39-3の内	18.15㎡	20年度買収予定
④	39-4の内	11.80㎡	
⑤	39-6の内	0.09㎡	



平成 20 年 3 月 21 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 1 号	福生市組織条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 2 号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 3 号	福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 号	福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 5 号	福生市民会館条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 6 号	福生市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 7 号	福生市体育館条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 14 号	福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例	原案可決

事件番号	件名	議決結果
議案第 15 号	福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 16 号	福生市再編交付金事業基金条例	原案可決
議案第 17 号	福生市教育センター条例	原案可決
議案第 20 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決

平成 20 年 3 月 17 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 加 藤 育 男 氏

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 12 号	福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 13 号	福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 20 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第 23 号	平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 5 号）	原案可決
議案第 29 号	平成 20 年度福生市下水道事業会計予算	原案可決
議案第 30 号	平成 20 年度福生市受託水道事業会計予算	原案可決

平成 20 年 3 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 8 号	福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 9 号	福生市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 10 号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 11 号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 18 号	福生市後期高齢者医療に関する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 20 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算(第 4 号) (歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)	原案可決
議案第 21 号	平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)	原案可決
議案第 22 号	平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第 2 号)	原案可決

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 25 号	平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計 予算	原案可決 (起立採決)
議案第 26 号	平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計 予算	原案可決
議案第 27 号	平成 20 年度福生市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 28 号	平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会 計予算	原案可決 (起立採決)

平成 20 年 3 月 14 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

平成 20 年度福生市一般会計

予算審査特別委員会

委員長 田 村 正 秋 印

平成 20 年度福生市一般会計予算審査

特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 24 号	平成 20 年度福生市一般会計予算	原案可決 (起立採決)

平成 20 年 3 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 閣

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
陳情第 19-2 号	後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書 (平成 19 年 8 月 17 日受理)	不採択 (起立採決)
陳情第 19-3 号	後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書 (平成 19 年 8 月 17 日受理)	不採択 (起立採決)

平成 20 年 3 月 21 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 氏

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 19-8 号	「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書 (平成 19 年 11 月 15 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成 20 年 3 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 団

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 19-7 号	保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書 (平成 19 年 10 月 19 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 19-9 号	原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書 (平成 19 年 11 月 16 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 19-10 号	福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書 (平成 19 年 11 月 27 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 20-1 号	介護保険の改善を国に求める陳情書 (平成 20 年 2 月 18 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため

陳情第 20-2 号	「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書 （平成 20 年 2 月 18 日受理） （起立採決）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 20-3 号	国民健康保険税に関する陳情書 （平成 20 年 2 月 21 日受理） （起立採決）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 20 年 3 月 28 日第 1 回定例会 5 日目)

総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 20 年 3 月 28 日第 1 回定例会 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

